

みんなでつくる
共生のまち
かしはらフラン

橿原市障がい者福祉基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
奈良県 橿原市

はじめに

本市では、平成29年に障害者基本法に基づく「檀原市障がい者福祉基本計画」を、令和3年に障害者総合支援法に基づく「檀原市第6期障がい福祉計画」及び「檀原市第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の生活支援や社会参加に向けた施策を進めてきました。

この間にも、社会情勢は大きく変化し、少子・超高齢社会の進展に加えて、家族や地域社会のつながりの希薄化、障がいのある人とその親の高齢化などを背景とした「親なき後」の問題や、医療的ケアの必要な子どもや精神障がいのある人の増加など、障がい福祉に対するニーズは複雑かつ多様化しています。

このような現状を踏まえ、障がい者施策のさらなる充実に向け、本市では、新たに計画期間を6年とする「檀原市障がい者基本計画」と、それぞれ計画期間を3年とする「檀原市第7期障がい福祉計画」及び「檀原市第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本計画では、「みんなでつくる 障がいのあるものない人も いきいきと共に暮らせるまち、かしはら」という基本理念を前計画から継承しています。そして、差別解消、虐待防止等の権利擁護の推進や、障がいのある人の社会参加の障壁となる物理的・制度的・心理的なバリアフリー化の促進、関係機関の連携による総合的な相談支援と障害福祉サービスの適切な提供による生活の質の向上などを基本的な施策に掲げました。さらに、障害福祉サービスの具体的な数値目標を設け、今後の方向性を明確にしています。

障がいのあるすべての人が生涯を通して住み慣れた地域の中で自分らしく安心して生活できる共生社会の実現のために、市民や企業、事業者の皆さまと共に計画に掲げた事業を着実に進めてまいり所存です。さらなるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論をいただきました策定委員の皆さま、ヒアリングやアンケート調査にご協力をいただきました関係団体や貴重なご意見や提言をお寄せくださいました市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和6年3月



檀原市長 亀田 忠彦

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 障がい者支援に関する近年の動向	3
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 まちの現状と課題	9
1 障がい福祉を取り巻く課題の整理	10
第3章 基本的な考え方	19
1 基本理念と大切にしたい視点	20
2 重点的に取り組む施策	21
3 施策体系	22
第4章 施策の展開（第4期障がい者福祉基本計画）	25
1 啓発・広報	26
2 相談・情報提供	27
3 保健・医療	28
4 福祉サービス	29
5 療育・保育・教育	32
6 雇用・就労	34
7 スポーツ・文化・学習活動	36
8 生活環境	37
主な事業の一覧	38
第5章 成果目標と活動指標（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）	53
1 成果目標	54
2 活動指標	62
第6章 計画の推進にあたって	89
1 計画の推進体制	90
2 計画の進行管理	90
資料編	91

「障がい」の表記及び字体について

「障がい」の表記については、漢字表記、ひらがな表記などがあり、それぞれさまざまな考え方があります。本計画においては原則、ひらがな表記とします。ただし、法令等で定められている用語や名称は「障害」と漢字表記を使用します。

また、この冊子は障がい者や高齢者をはじめ、誰にとっても見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 4 年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

加えて、令和 6 年には「改正障害者差別解消法」の施行が予定されており、国や自治体に加えて民間の事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されるなど、障がい者に関する法整備が進められています。

一方で、令和 4 年には、平成 26 年にわが国で批准された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に基づいた施策の推進について国連の権利委員会による審査が行われました。医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域で自立した生活を送る権利の保障や、インクルーシブ教育システムの推進などについて改善を勧告されたことから、障がい者が自分らしく暮らすことのできる権利を保障するための取組を一層強化していくことが求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らすすべての住民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「檜原市障がい者福祉基本計画」「檜原市第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」がともに令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「檜原市障がい者福祉基本計画」「檜原市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」をまとめ、新たに「みんなでつくる共生のまちかしはらプラン」（以下、「本計画」といいます。）として策定しました。

2 障がい者支援に関する近年の動向

(1) 国の障害者基本計画（第5次）

①基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②各分野に共通する横断的視点

障害者基本計画（第5次）は、基本理念や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら施策を進めていくこととしています。

<p>条約の理念の尊重及び整合性の確保</p> <p>障がい者に関する施策の策定や実施にあたっては、「障害者の権利に関する条約」の理念を尊重し、整合を図る。</p>	<p>共生社会の実現に資する取組の推進</p> <p>AI技術を用いた機器やサービスの活用について検討し、積極的な導入を推進するなど、あらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる。</p>
<p>当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>分野の枠に捉われない関係機関や制度の連携を通じ、総合的かつ横断的にライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。</p>	<p>障がい特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>障がい者施策の推進は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、総合的に進めていくことが重要となる。</p>
<p>障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進</p> <p>複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、きめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定し、実施する必要がある。</p>	<p>PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p> <p>必要なデータを収集し統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルの構築や実行、施策の見直しを図る必要がある。</p>

(2) 国が示す第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針

新たな基本指針は、主に以下の内容について見直しが行われました。

▼基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組を進めていきます。

▼本計画に関連するSDGsのゴール



目標3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



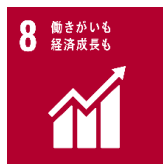
目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5：ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



目標8：働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標10：人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11：住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

3 計画の位置づけ

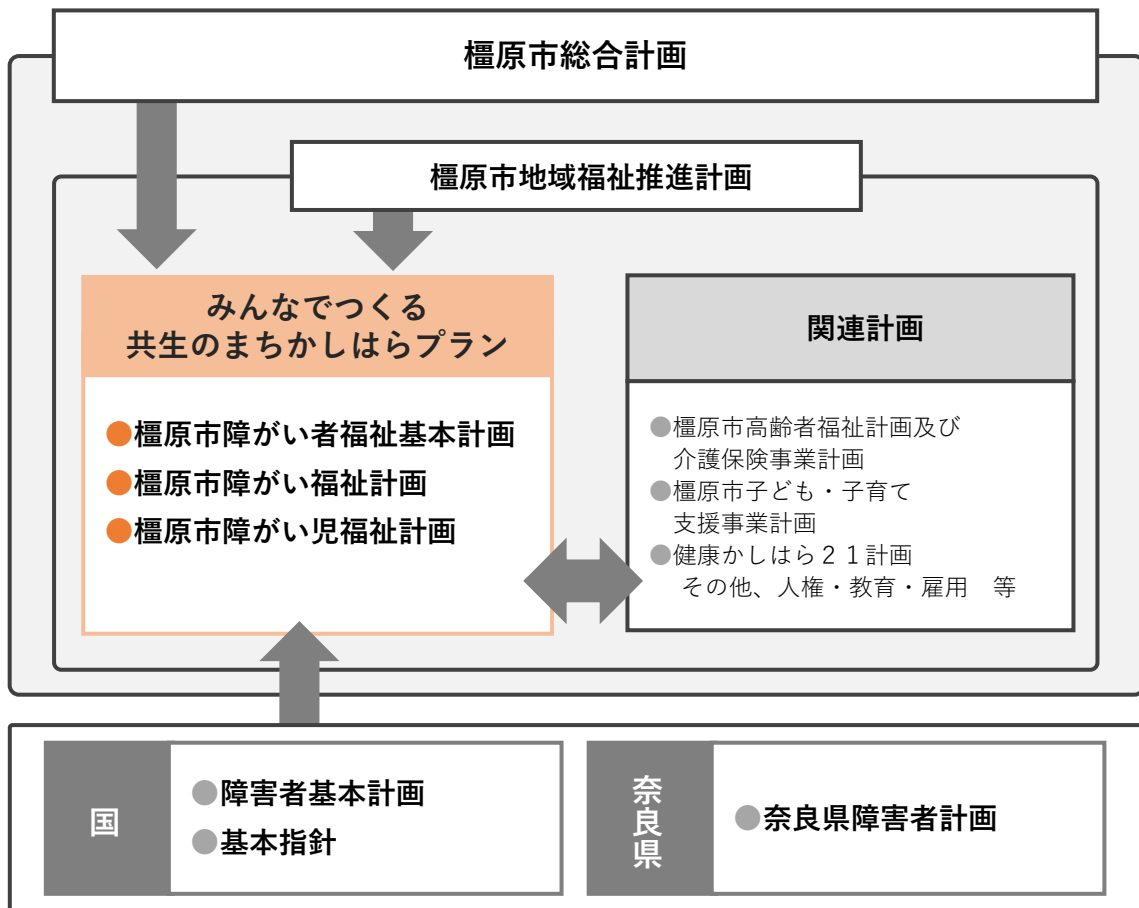
(1) 法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 檀原市における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第 5 次）」、奈良県の「奈良県障害者計画」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は「檀原市総合計画」を最上位計画とし、さらに「檀原市地域福祉推進計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野の個別計画として「檀原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「檀原市子ども・子育て支援事業計画」「健康かしはら 21 計画」等の関連計画における障がい者及び障がい児の福祉に関する事項と調和のとれたものとしします。



4 計画の期間

本計画のうち、「橿原市障がい者福祉基本計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間です。また、「橿原市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。どの計画も、社会情勢に大きな変化があった場合などは、計画期間中であっても適切に見直しを行うものとしします。

	R 6年度 (2024年度)	R 7年度 (2025年度)	R 8年度 (2026年度)	R 9年度 (2027年度)	R 10年度 (2028年度)	R 11年度 (2029年度)
総合計画	第4次					
地域福祉推進計画	第5期					第6期
みんなでつくる 共生のまち かしはらプラン (本計画)	第4期 (障がい者福祉基本計画)					
	第7期・第3期 (障がい福祉計画・障がい児福祉計画)			第8期・第4期 (障がい福祉計画・障がい児福祉計画)		
高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画	第10期・第9期			第11期・第10期		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第3期				
健康かしはら 21	第3次					

計画の策定にあたって

課題
まちの現状と

基本的な考え方

施策の展開

成果目標と
活動指標

計画の推進にあたって

資料編

5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) 市民アンケート調査

障がい福祉に関する課題及び市民のニーズを把握するために、市内在住の障害者手帳所持者 1,000 人、18 歳以上の市民 300 人を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 団体アンケート調査

障がい福祉に関わる障がい者団体の抱える課題や要望、障がいのある人に対するお考えを把握することを目的として実施しました。

(3) 事業所アンケート調査

障害福祉サービス事業所の活動状況や障がいのある人に関する取組やお考えを把握することを目的として実施しました。

(4) 各種会議の実施

計画内容の検討にあたっては、庁内関係課によって構成される「檀原市障がい者福祉基本計画等庁内検討委員会」で検討したのち、学識経験者や障がい者団体、関係機関等によって構成される「檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。令和5年12月11日(月)～令和6年1月3日(水)にかけて実施し、3名より17件のご意見をいただきました。

第2章

まちの現状と課題

1 障がい福祉を取り巻く課題の整理

各種調査結果をテーマごとにまとめ、課題を整理しました。なお、関連するデータについては資料編に掲載しています。

(1) 啓発・広報

主な取組と成果

- 各種の集会、研修会等を開催し、参加者に人権を考える機会を提供することにより、日常の会話を通して、その家族等関係者も含めた人権意識の高揚を図っています。
- 平成30年4月1日より「橿原市手話言語条例」が施行されており、手話奉仕員を養成するための講習会や市内の小中学校を対象とした「手話体験教室」の開催、市職員を対象とした研修などを実施し、条例の理念の普及を進めてきました。
- 福祉教育の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響やICTが普及したことより、端末を使っての調べ学習を中心に行いました。あわせて各教科において、教材を扱い、共に考え深め合う授業を行いました。

関連する調査結果

- 「差別や偏見を感じるか」という質問に対して、感じるという回答は21.8%で、前回調査より約21ポイント低下しています。一方、「5年前と比較して、差別や偏見の程度はどうなったか」という設問に対しては、少なくなったという回答は24.1%で、前回調査と大きな変化はみられません。
- 障がいのある人への理解を深めるために必要なことについて、障がいのある人もない人も「学校での福祉教育・人権教育の推進」が最も高くなっています。
- 障がいに関する考え方や法律等の認知度について、「ヘルプマーク」の認知度が約4割である一方、「合理的配慮」が1割以下となっています。
- 「橿原市手話言語条例」の認知度については、「名前も内容も知っている」が0.8%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」は18.3%、「名前も内容も知らない」は76.7%となっています。

今後の課題

- 障がい福祉に対してあまり関心が高くない市民も一定数いることがうかがえるため、引き続き理念や制度の周知啓発に取り組むとともに、学校での福祉教育の充実が求められます。
- 障害者差別解消法の改正により民間事業者も合理的配慮の提供義務が課せられる一方、合理的配慮そのものについて知っている市民が非常に少ない状況です。市内企業など、提供が求められる対象に向けた情報発信が必要となります。
- 手話言語条例が施行されて5年が経過しますが、認知度は必ずしも高いとは言えません。条例の浸透と効果発揮に向けて、条例の周知や研修の開催などに注力する必要があります。

(2) 相談・情報提供

主な取組と成果

- 市直営の「障がい者生活支援センター」や、委託運営の地域活動支援センター「ぴあぼ〜と」を通じて、個人の実情に合わせた総合的で継続的な相談支援を実施しています。
- 令和3年度に、市（障がい福祉課、長寿介護課）、社会福祉協議会、地域包括支援センターが中核機関として高齢者や障がい者及び障がい児をチームで支える仕組みづくりを目的に、「橿原市権利擁護支援、地域連携ネットワーク」を構築しました。
- 相談支援体制の強化を目的として、奈良県や関係機関、各種団体が開催する研修や勉強会に定期的に参加しています。また、地域活動支援協議会にも部会員として参加し、相談支援に関わる関係団体との連携強化を進めています。
- 市内にある障害児通所支援事業所の事業所別詳細情報シートを作成し、市のホームページに掲載し情報発信しています。
- 令和5年3月に、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したホームページのリニューアルを行いました。

関連する調査結果

- 福祉サービスの情報の入手源としては、市の広報紙やホームページからの入手が最も高く、次いで病院やインターネット、家族や友人という回答が高くなっています。なお、所持手帳別で見ると、療育手帳所持者は園や学校、精神障害者保健福祉手帳所持者は病院という回答が高くなっています。
- 相談相手については、家族や親戚が67.6%、友人・知人が23.1%と、親しい人が特に高いほか、病院の割合も30.1%と高くなっています。なお、相談先がわからない・相談相手がないという回答は2.9%となっています。
- 今後本市で充実してほしいことについて、困ったことなどを気軽に相談できる場所が身近にあることという回答が26.5%で、全体で2番目に高くなっています。
- ピア・カウンセリングについては、11.7%の方が知っているという回答していますが、前回調査結果17.9%と比べて6.2ポイント減少しています。

今後の課題

- 身体、療育、精神でそれぞれ情報の入手先が異なっているため、手段や媒体によって情報の偏りがないようにすることが重要です。また、障がいのある人が簡単に情報にアクセスできる環境や、広報誌などを見やすく読みやすく作成し提供する必要があります。
- 不安や困りごとを相談する先がわからない人やいない人、相談しない人が一定数おり、一人で抱え込んでいる人がいる可能性が考えられます。気軽に相談できる場所を求める意見が一定数みられるなか、相談支援についての周知のほか、悩みを抱える人を取り残さない、分野横断的な相談支援の体制づくりを引き続き進めていく必要があります。

(3) 保健・医療

主な取組と成果

- 「障がい者生活支援センター」において、入院患者の退院調整等支援や相談を医療機関等支援者との連携により行っています。また、地域生活に必要な障害福祉サービスにつなげる支援や相談者の希望に寄り添った支援も行っています。
- 入院患者の退院に際しては、地域生活の移行に対して必要な相談や支援をするためのケース会議を行っています。その際には、医療機関や指定特定相談支援事業所と連携し退院後の生活支援に向けた調整も行っています。
- 依存症対策として、保健所主催の依存症等に関する研修等に参加しているほか、広報等で依存症等に関する周知を行っています。

関連する調査結果

- 病院に行ったり、医療を受けるときの困りごとについて、「困っていることはない」を除くと「通院(病院までの移動)が困難」「交通費の負担が大きい」「医療費の負担が大きい」が高くなっています。
- 相談相手や情報入手先として、病院と回答している割合は高くなっています。
- 差別や偏見を感じる場所として、「病院などの医療機関」は14.4%となっています。
- 今後本市で充実してほしいことについて、保健・医療・福祉の連携が十分に取れていることや、医療・リハビリテーションが十分に受けられることを望む意見が一定数みられます。

今後の課題

- 疾病等の早期対応や、精神障がいを抱える方などの地域生活移行に向けては、保健・医療・福祉が連携する必要があることから、連携体制の一層の強化に取り組む必要があります。
- 医療機関は相談や情報入手の場としても大きな役割を担っていますが、差別や偏見を感じた場面として医療機関を挙げる回答が一定数みられるため、引き続き医療機関や医療関係者に対しても障がい理解を促進する必要があります。
- 医療的ケア児の支援に関する法律の制定を受け、医療的ケアを必要とする児童に対する支援の充実についても必要となっています。

(4) 福祉サービス

主な取組と成果

- 地域生活支援拠点等事業としての一人暮らし体験支援事業については、橿原市・高取町・明日香村地域活動支援協議会にて、整備に取り組んでいるところです。令和3年度には要綱を制定し、令和4年度には指定特定相談支援事業所や協議会全体会にて説明会を行い、周知を図りました。
- 障がい者虐待等、さまざまな権利に関する問題を解決するため、関係機関と連携を取りながら課題解決に向けて取り組んでいます。重層的な課題に対しては、市役所内の関係課及び専門職や警察、保健所等の関係機関と連携を取りながら問題解決について取り組んでいます。
- 計画相談支援の件数、給付実績額は増加傾向にあります。指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員について指定更新や資格更新の状況を把握し、利用計画やモニタリングを適正に作成できる体制を確保するとともに、必要に応じてモニタリングの頻度を高めるなど、本人の状況の適正な把握に努めています。

関連する調査結果

- 橿原市が実施する障害福祉サービスについては、41.8%の方が利用していると回答しています。サービスを利用していない理由は「利用の仕方がわからない」、利用したくない理由は「慣れない場所や環境が面倒だから」が高くなっています。
- 現在の生活について、「親（父・母）」と同居している割合が37.8%、「一人暮らし」は17.1%となっています。
- 将来の生活について「自宅（家族との同居）」を希望する割合が55.1%で高く、次いで「自宅（一人暮らし）」が14.2%となっています。
- 地域生活の継続に必要なこととして、収入や医療のほか、相談しやすい環境が重要であるという意見がみられます。
- 主な介助者が60歳以上の場合、自身の健康状態の悪化を背景として将来的な介護の継続が難しいという回答が全体と比べて高くなっています。
- 成年後見制度について「今は必要ないが、将来必要になったら活用したい」の割合は35.2%となっています。

今後の課題

- アンケートでは、回答者の半数近くがサービスを利用していると回答した一方、制度の難解さや利用環境面で、利用に抵抗を感じる方が一定数いることがうかがえます。当事者やご家族の生活を支えるために、情報提供をはじめとして利用しやすい環境づくりを一層進めていく必要があります。
- 多くの方がご家族との同居を望む一方、介助者が高齢になると、心身の衰えなどを理由として介助の継続が困難になる「親亡き後」を不安視する意見もみられます。地域生活支援拠点事業の活用や、当事者の権利擁護の一層の推進などを通じて、自立した生活を支える体制の強化を図っていく必要があります。

(5) 療育・保育・教育

主な取組と成果

- 毎年、市全体での特別支援教育コーディネーター研修を3～4回程度、中学校ブロックごとの特別支援教育コーディネーター研修や連絡会を2～3回程度、全教職員を対象とした特別支援に関する研修を年1回行っています。
- 子ども総合支援センターに通う保護者を対象とした発達や就学に関する講話、ペアレントトレーニング、専門職員による個別相談を実施しました。療育や行事を実施する中で、子ども理解を深められるよう保護者同士の交流の場や育児不安の解消につながる場を設け、保護者をサポートしました。
- 園から発達相談の利用の申込みがあった場合、所属園の職員同席での発達相談を設定しています。小中学校への巡回訪問支援で把握した子どもについては、必要に応じて指導主事等（学校教育課・こども発達支援課）による教育相談へつないでいます。

関連する調査結果

- 通園・通学に関して困っていることについては、「特にない」を除くと、「授業についていけない」が25.8%、「通うのが大変」が18.3%、「友達ができない」が14.2%と高くなっています。
- 保育や教育について、今後、どのような支援が必要かという質問に対して、「普通学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育を受けるための支援」が23.8%、「より専門的なサポートのために、学校の先生を対象とした研修の実施」が23.6%と高くなっています。精神障害者保健福祉手帳保持者においては「進路指導の充実（自立して働けるような力をつけるための支援）の割合が高くなっています。

今後の課題

- 保育や教育の分野に関しては、特別支援学級で専門的な教育を受けるための支援や進路指導の充実などが求められており、障がい児に対する支援の充実に加え、支援に関わる職員の資質向上も求められていることがわかります。障がいに関するニーズが多様化しているため、職員向けの研修会や講演会を継続して実施することで職員の資質向上を図ることが重要です。
- 発達に課題がある子どもや障がいのある子どもにとって、乳幼児期から成人期まで途切れることのない一貫した支援が行われることが大切です。そのため、保育、福祉、教育などの関係機関による切れ目ない連携システムの一層の強化が求められています。

(6) 雇用・就労

主な取組と成果

- 商工会議所の会報に、就労・生活支援センターが行う障がい者就労支援についての記事を掲載し、会員企業に対し、障がい者雇用の協力依頼を行いました。また、個別の就労支援に対しては、ハローワークや障害サービス事業所と連携して対応を行っています。
- 障がいのある人を一般就労へつなげることを目的とする就労移行支援や、一般就労への定着を助けるための就労定着支援など、関連する障害福祉サービスの支給実績額は増加傾向にあります。
- 行政では、就労支援事業所と連携し、障がい者が仕事を体験できるトライアル実習の機会を提供しています。

関連する調査結果

- 現在の働き方は「就労支援事業所」の割合が42.9%で最も高く、「正規の職員」は14.3%となっています。一方、希望する働き方では「正規の職員」の割合が30.0%で最も高く、次いで「就労支援事業所」の割合28.6%となっています。
- 仕事のことで悩んでいることや困っていることについて、「収入が少ない」が28.6%で最も高くなっています。
- 「あなたが働くとするば(又は働きつづけるとすれば) 特にどのようなことが必要だと思うか」という質問に対して、「自分にあつた仕事であること」が28.3%で最も多く、次いで「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」が18.9%となっています。
- 障がいのない方を対象とした調査では、「障がいのある人による作品や商品、食品などを購入したことがある」という回答は、50.8%と最も高くなっています。

今後の課題

- 障がいのある人の現在の働き方と、希望の働き方には大きな差があることがみてとれます。職場における配慮や、障がいの特性に応じた働き方を求める声がみられる中、職場における理解促進だけでなく、就労後のフォローアップなど、本人に寄り添った形での就労支援が必要です。
- 障がいのある人の就労に向けた支援や能力に合った仕事とのマッチングが難しいことにより、障がいのある人が自身の希望に応じた仕事につけていない可能性があります。新たに創設される「就労選択支援」の普及も含め、本人の希望を実現できる支援体制の強化が必要となっています。
- 障がいのある人が経済的自立を果たすため、賃金向上に向けた販路拡大などの取組も求められています。

(7) スポーツ・文化・学習活動

主な取組と成果

- 障がい者スポーツ指導員の育成を行うため、橿原市スポーツ推進委員が奈良県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を受講しました。
- 障がいのあるなしに関わらずニュースポーツなどを楽しめるイベント「スポーツ Expo」を令和5年3月に開催し、約1,000人の参加がありました。
- 図書館の利用について、障害者手帳を所持していなくても、外出が困難であると認められる方が、一般の利用者と同様に図書館利用ができるよう、貸出サービスだけでなく予約、リクエスト等のサービスを行っています。
- 市民活動交流広場の運営や市民公益活動の情報収集・発信、学習会の開催や相談支援等を通して、障がいのある人をサポートするボランティア・NPO等の市民公益活動を支援しています。

関連する調査結果

- 外出の目的として、「趣味やスポーツをする」という回答は低くなっています。また、市で充実してほしいことについて「スポーツや行事に気軽に参加できること」も他の選択肢と比べて低くなっています。
- 障がいのない方を対象とした調査では、障がいに関する講座や活動への参加経験として、障がいのある人が生産した商品の購入が50.8%、障がいのある人が作成したアート作品の閲覧や障がいのある人の話し相手がそれぞれ39.2%となっていました。
- また、講座・活動に対する今後の意向については、商品購入やアートの閲覧などが高くなっている一方、障がい者スポーツへの参加については意向が低くなっています。

今後の課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生きがいづくりにつながる活動は制限されてきましたが、今後はその回復に向け、活動機会の提供を促進していく必要があります。
- 障がいのある人がスポーツ・文化や学習活動を通して社会参加できるようにするためには、障がいのある人をサポートするボランティアをはじめ、障がい者スポーツを指導できる人材の確保・育成など、障がいのある方が意欲的に参加できる環境を整えていくことが重要です。
- スポーツや文化芸術活動は、障がいのある方もない方も参加でき、相互理解を深める機会である一方、交流に対して消極的な意向を持つ方が一定数みられます。障がい福祉に対する理解啓発と併せ、当事者でない方の参加促進に向けた取組が必要となっています。

(8) 生活環境

主な取組と成果

- 公共施設及び民間施設等の不特定かつ多数の人が利用する建築物に対して、整備基準に基づき指導・助言を行い、バリアフリー化を促進してきました。
- 避難行動要支援者に対する調査を実施し、名簿を毎年更新しています。また、地域住民の協力を得て避難支援を行うため、名簿と計画書を警察、民生委員・児童委員、奈良県広域消防組合橿原消防署、社会福祉協議会などに配布し、周知活動を行いました。
- 地域生活支援協議会において、医療的ケアの必要な重症心身障害者及び障害児が災害時に避難する施設や必要な設備等について検討を行っています。また、防災への取組については、施設に対して監査や現場確認の機会を通して指導等に努めています。

関連する調査結果

- 「外出するとき、または外出しようとするときに困っていること」について、「特にない」を除くと「歩道が通りにくい」が14.6%、「街中に気軽に休めるベンチがない」が13.9%、「道路や建物・駅に段差が多い」が12.6%となっています。
- 災害時の避難について「少しは不安を感じる」と「とても不安を感じる」の合計は約75%となっています。避難に対する不安の要因について最も多かったのは「自分一人で逃げることができない」が44.0%で、前回調査より6.4ポイント減少しています。

今後の課題

- 「自分一人で逃げることができない」という回答や、避難先での身体的な補助などについても回答割合が高くなっており、災害発生時に支援が必要な人を適切にサポートできる体制の整備が求められています。
- 団体や事業所、行政において、具体的な行動計画や連携体制、避難支援体制の整備などについての課題が挙がっており、近年の自然災害発生状況から災害や防災への関心が高まっている中で体制整備・訓練等を進めていくことが重要です。

第 3 章

基本的な考え方

1 基本理念と大切にしたい視点

(1) 基本理念

みんなで作る 障がいのある人もない人も いきいきと共に暮らせるまち、かしはら

本市では、障がい福祉基本計画の上位計画である「橿原市第4次総合計画」において、「障がいのある人もない人も、誰もがお互いに尊重し支えあいながら、いきいきと暮らしています。」を、取組を通じて実現をめざす姿として設定しています。

これまでも、障がいのある人もない人も地域の一員として、住み慣れたところで自分らしく主体的に、こころ豊かにいきいきと生活できるまちづくりをめざしてきました。また、常に変化し多様化する障がい児者のニーズに対し、行政と事業者の連携を強化することにより、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の構築を進めてきました。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回計画に掲げた基本理念「みんなで作る 障がいのある人もない人もいきいきと共に暮らせるまち、かしはら」を継承し、まち全体で障がい者施策の取組を推進します。

(2) 大切にしたい視点

視点1

誰もが認めあえる まちづくり

障がいのある人の人権が守られるとともに、誰もが分け隔てなく交流することができるまちをめざします。



視点2

自分らしく活躍 できるまちづくり

誰もが自分の意志で選択し、持つ能力を地域や社会で十分に生かすことのできるまちをめざします。



視点3

安心して快適に 暮らせるまちづくり

日常生活の安全や気軽に外出できる環境、いざという時に支えてくれる環境のあるまちをめざします。



2 重点的に取り組む施策

近年の障がい者施策の動向や市民のニーズを踏まえ、計画期間中に重点的に取り組んでいく施策を以下の通りに設定します。

重点施策 1 合理的配慮の浸透とアクセシビリティの確保

誰もが認めあえるまちの実現に向けて、一人でも多くの市民が合理的配慮について理解を深めるとともに、自分らしく暮らすための情報取得・意思表示のための支援の充実に取り組めます。

主な取組

●啓発・広報

- ・人権尊重の意識啓発の推進
- ・地域と施設・作業所、学校等の交流等相互理解の促進
- ・学校教育における福祉教育の推進

●相談・情報提供

- ・サービスや事業所に関する情報提供の充実

重点施策 2 希望する暮らしを実現するためのサポート体制の強化

自分らしく活躍できるまちの実現に向けて、雇用・就労支援の一層の強化をはじめ、サービスを利用しやすい環境の充実、地域や社会で自身の持つ能力を発揮できる機会の充実に取り組めます。

主な取組

●福祉サービス

- ・居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実
- ・安心して暮らせる住まいの確保
- ・医療と福祉の連携

●雇用・就労

- ・就労支援のためのネットワークづくり
- ・一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援
- ・就労トライアル実習の実施

重点施策 3 安全・安心な暮らしのための取組の推進

利用しやすい相談支援体制の強化に努めるとともに、災害等の非常事態に迅速に対応できる体制の強化やバリアフリーに配慮した公共空間の整備など、安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組めます。

主な取組

●相談・情報提供

- ・総合的な相談拠点の整備

●生活環境

- ・バリアフリー法等に基づくバリアフリー化の推進
- ・災害時における障がいのある人の安全確保への体制づくり

3 施策体系

基本理念	大切にしたい視点			施策分野
<p>みんなでつくる 障がいのある人もない人も いきいきと共に暮らせるまち、かしはら</p>	視点1 誰もが認めあえるまちづくり	視点2 自分らしく活躍できるまちづくり	視点3 安心して快適に暮らせるまちづくり	1 啓発・広報
	2 相談・情報提供			
	3 保健・医療			
	4 福祉サービス			
	5 療育・保育・教育			
	6 雇用・就労			
	7 スポーツ・文化・学習活動			
	8 生活環境			

主な取組

- (1) 人権尊重の意識啓発の推進 **【重点施策1】**
- (2) 地域と施設・作業所、学校等の交流等相互理解の促進 **【重点施策1】**
- (3) 学校教育における福祉教育の推進 **【重点施策1】**

- (1) サービスや事業所に関する情報提供の充実 **【重点施策1】**
- (2) 総合的な相談拠点の強化 **【重点施策3】**

- (1) 障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見
- (2) 医療・リハビリテーションの充実

- (1) 居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実 **【重点施策2】**
- (2) 地域で安心して暮らすためのネットワーク強化
- (3) 安心して暮らせる住まいの確保 **【重点施策2】**
- (4) 移動・外出の支援
- (5) 医療と福祉の連携 **【重点施策2】**
- (6) サービスの質の確保
- (7) 各種権利擁護制度の周知と成年後見制度利用促進

- (1) 継続した療育のための関係機関の連携と早期療育の実施
- (2) 子どもの特性に応じた保育・教育提供体制の整備
- (3) 進路指導の充実
- (4) 教育のための経済的負担の軽減

- (1) 就労支援のためのネットワークづくり **【重点施策2】**
- (2) 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援 **【重点施策2】**
- (3) 福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大
- (4) 就労トライアル実習の実施 **【重点施策2】**

- (1) 当事者団体等との連携によるスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の機会の拡充
- (2) 学習環境の整備
- (3) 障がいのある人の活動をサポートするボランティア活動の促進

- (1) バリアフリー法等に基づくバリアフリー化の推進 **【重点施策3】**
- (2) 災害時における障がいのある人の安全確保への体制づくり **【重点施策3】**

第4章

施策の展開

(第4期障がい者福祉基本計画)

1 啓発・広報



今後の方向性

障がいの有無に関わらず誰もが支え合いながら暮らせる社会の実現に向け、人権に関する意識の啓発をはじめ、地域における理解の促進や合理的配慮の浸透、子どもの頃から福祉への関心づくりを進めます。

主な取組

(1) 人権尊重の意識啓発の推進

重点施策 1

人権意識の高揚を図るために、各種媒体を活用した情報発信をはじめ、研修会や講座の開催に取り組みます。また、発達障がいをはじめとした近年注目される福祉課題に関して理解を深めていただく機会づくりや、手話言語の普及に向けた取組も進めます。

主な事業

- 市民の人権意識啓発
- 体験講座の開催
- 市職員向けの研修機会の確保
- 全市的な合理的配慮の普及
- 精神保健福祉普及啓発事業
- 手話言語普及啓発事業

(2) 地域と施設・作業所、学校等の交流等相互理解の促進

重点施策 1

障がいのない人にも障がいについて理解を深めていただくために、当事者や関係団体、地域住民との交流を図り、地域の誰もが参加し交流できる活動や場づくりを進めます。

主な事業

- 障がい者交流事業
- 地域福祉推進事業

(3) 学校教育における福祉教育の推進

重点施策 1

すべての児童・生徒が、さまざまな特性のある人への共感や理解を深めるために、体験学習やICTを活用した調べ学習等に取り組みます。

主な事業

- 福祉教育の推進

2 相談・情報提供



今後の方向性

必要とする情報を、誰にとってもわかりやすく入手しやすい環境づくりを進めるとともに、さまざまな福祉分野の連携による総合的な相談支援体制を一層強化することで、暮らしにおける安心を保証します。

主な取組

(1) サービスや事業所に関する情報提供の充実

重点施策 1

障がいのある人が必要な情報を入手しやすくするため、ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮した情報発信、わかりやすい情報提供に継続して取り組みます。また、障がいのある人が無理なく来庁できるよう、点字・手話通訳・要約筆記等を活用した情報保障の推進を図ります。

主な事業

- ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮した情報発信の実施
- 市庁舎内における情報保障の推進
- サービス等に関する情報提供

(2) 総合的な相談拠点の強化

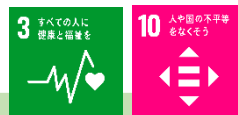
重点施策 3

障がいのある人の実情に合わせた支援を行うために、障がい者生活支援センターを中心とした支援体制を充実させるとともに、相談員の資質向上に取り組みます。人権相談や法律相談、日常生活の悩みごと相談にも取り組んでいきます。高齢者やその家族が各種サービスを受けられるよう支援します。

主な事業

- 障がい者生活支援センター事業
- 人権相談事業
- 法律相談
- 地域包括支援センター等による総合相談支援事業
- 消費生活相談等の支援体制の充実
- 医師等による相談

3 保健・医療



今後の方向性

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見と治療、精神保健対策の充実に努めます。また、障がいのある人等やその家族に、健康づくりに関する指導・助言を行います。

主な取組

(1) 障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見

障がいの原因となる疾病や生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のために健康診査や各種検診の受診を推奨し、受診率の向上に取り組みます。また、障がいの原因となる疾病・疾患の予防に向けた研修、保健指導支援を行います。

主な事業

- 各種健診・検診の実施
- 健康相談の実施
- 依存症に対する支援

(2) 医療・リハビリテーションの充実

障がいのある市民が自宅や地域で継続して生活するために、医療費にかかる自己負担金の一部を助成します。また、自立支援給付の機能訓練を行っている事業所によるリハビリテーションを受けることができるよう支援します。

主な事業

- 各種医療費助成事業
- 心身障害者医療費助成事業
- 重度心身障害老人等医療費助成事業
- 機能訓練実施体制の確保

4 福祉サービス



今後の方向性

障がいのある人が、自分らしい暮らしができるよう、地域での自立生活を支えるサービスの充実や関係組織間の連携によるネットワークの強化に取り組みます。また、権利擁護事業を通じてご本人の意思が尊重される環境づくりを進めます。

主な取組

(1) 居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実

重点施策 2

日常生活の中で継続的に必要なサービスの提供や日常生活用具の支給により、障がいのある人の自立生活を支援するため、各種給付サービスを提供します。また、障がいを持つ一人暮らし世帯の緊急事態に備えるための緊急通報体制整備事業や、自立支援のための一人暮らし体験支援事業に取り組みます。加えて、高齢者の介護予防を目的とした介護保険事業や一般介護予防事業にも取り組みます。

主な事業	●介護・訓練等給付サービスの確保	●障害児通所支援の確保
	●補装具費給付事業	●日常生活支援事業等
	●意思疎通・社会参加支援事業等	●地域活動支援センター通所事業
	●一人暮らし体験支援事業	●緊急通報体制整備事業
	●ふれあい収集	●粗大ごみリクエスト収集
	●はいかい高齢者家族支援サービス事業	

(2) 地域で安心して暮らすためのネットワーク強化

住民が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域生活支援協議会による相談機関のネットワークを構築します。また、障がい者の地域での孤立や孤独死の防止のために、各種団体、企業・事業者と行政機関が協力して、見守り活動に取り組みます。

主な事業	●地域見守りネットワーク事業
------	----------------

(3) 安心して暮らせる住まいの確保 重点施策2

地域で安心して暮らす住まいを確保するため、グループホームの普及・家賃助成、市営住宅のバリアフリー化の推進に取り組んでいきます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">● グループホームの普及● 市営住宅等整備事業
------	--

(4) 移動・外出の支援

余暇活動としての外出、重度障害者及び障害児の生活行動範囲の拡大、自立生活のための移動支援事業、福祉タクシー事業、自動車を自ら所有・運転するための支援事業に取り組めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 移動支援事業等● 身体障害者自動車運転免許取得費・改造費助成事業
------	---

(5) 医療と福祉の連携 重点施策2

障がいのある人の生活を守るため、また、入院患者の方の地域生活への移行を行うため、医療機関と連携します。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 医療機関と連携した支援の実施● 地域生活移行に向けた支援体制の構築
------	--

(6) サービスの質の確保

本人の状況を適正に把握したうえでサービスを提供できるようにするため、事業所のサービスが計画に基づいて実施されているかの確認に努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">● サービス等利用計画のチェック体制の強化
------	---

(7) 各種権利擁護制度の周知と成年後見制度利用促進

対象となる方が、安心して成年後見事業を利用できるようにするため、市や社会福祉協議会が中核機関となり、関係機関との連携によって構築される権利擁護地域支援ネットワークを通じた利用支援に取り組みます。また、障がい者虐待、消費者被害等、さまざまな権利に関する問題を解決するため、権利擁護事業に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度利用促進事業 ● 成年後見制度利用支援事業 ● 権利擁護事業
-------------	--

計画の策定にあたって

課題
まちの現状と

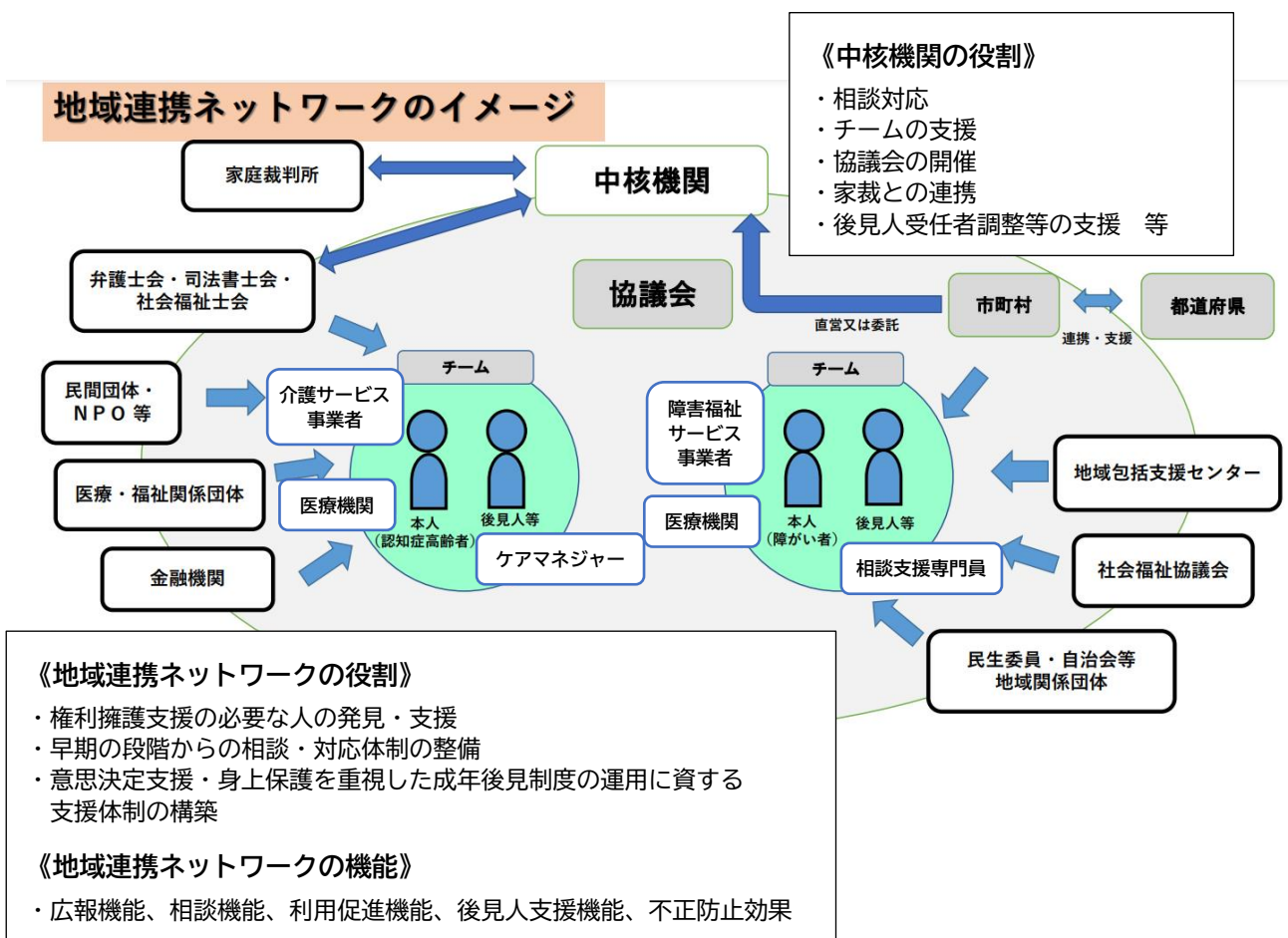
基本的な考え方

施策の展開

成果目標と活動指標

計画の推進にあたって

資料編



5 療育・保育・教育



今後の方向性

乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援を進めるとともに、発達支援が必要な子どもを支え、適切な支援を継続できる体制を構築します。また、本人の特性を尊重し、適切な保育や教育を提供できる体制を強化します。

主な取組

(1) 継続した療育のための関係機関の連携と早期療育の実施

子育て世代へのサポートを強化するため、出産から子育てを切れ目なく支援する体制を確保し、子ども総合支援センターによる相談事業、幼児療育教室、発達障がいに関する研修を実施します。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 出産・子育てに関する相談支援体制の確保● 相談事業（子ども総合支援センター）● 幼児療育教室（子ども総合支援センター）● 児童発達支援事業所「かしの木園」● 保育士・教員等の研修（子ども総合支援センター）● 発達障がいの理解の促進 ● 発達障がい者支援体制の構築
------	---

(2) 子どもの特性に応じた保育・教育提供体制の整備

子ども一人ひとりに合った保育・教育・支援を行うため、放課後に遊びと生活の場を提供したり、保育所施設・幼稚園舎・学校施設などのバリアフリー化を推進します。また、障がいに対する理解をより深めるため、教職員研修も行っていきます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 放課後児童健全育成事業 ● 障がい児保育の充実● 特別支援教育対応講師配置事業● 特別支援教育対応非常勤講師配置事業● 特別支援教育の理解のための教職員研修の促進● 教育・保育施設のバリアフリー化
------	---

(3) 進路指導の充実

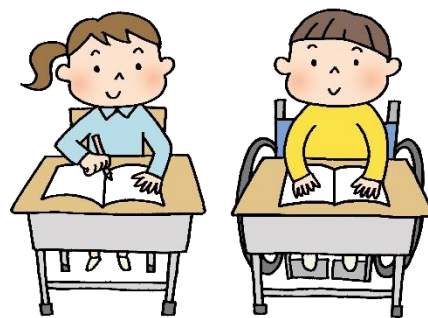
就学前から義務教育終了後の進路先まで、その時に必要な支援や配慮について切れ目のない引継ぎが行われるよう、担当教員への研修を実施して専門性を高めていきます。また、引き続き、市立中学校に在籍する生徒への職場体験活動にも取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関の連携による進路移行の支援 ● 就労体験活動の実施
-------------	--

(4) 教育のための経済的負担の軽減

障がいのある児童の福祉の増進を図り、養育している父母等の経済的負担を軽減するための取組を継続します。また、制度についての啓発に努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別児童扶養手当 ● 特別支援教育就学奨励事業
-------------	--



6 雇用・就労



今後の方向性

本人の生きがいづくりや地域での自立した生活を実現するために、関係機関で構成されたネットワークを通じた就労支援をはじめ、本人の希望に応じた就労機会の提供、授産製品の販路拡大などに取り組みます。

主な取組

(1) 就労支援のためのネットワークづくり

重点施策 2

障がい者の就労の場の拡大をめざすため、就業・生活支援センター、経済団体、民間事業所との実効性のあるネットワークづくりに取り組みます。

主な
事業

- 就労支援のための関係機関のネットワークづくり

(2) 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた 一般就労への支援

重点施策 2

障がい者の雇用率向上や、希望する人を一般就労につなげることを目的として、障害者雇用促進法等に係る制度改正や就労支援について周知を行います。引き続き、市職員採用試験において、障がい者採用枠での募集を行います。

主な
事業

- 雇用促進のための啓発活動の実施
- 市職員の障がい者雇用の促進
- 就労支援機関との連携による支援
- 就労準備支援事業

(3) 福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大

企業への就労が困難な場合でも、適性や能力を十分に発揮できる福祉的就労の利用促進のため、障がい者就労施設等からの物品等の調達網を拡大し、授産製品の販売や啓発に努めます。

主な
事業

- 優先調達や授産製品の販路拡大に向けた支援
- 福祉的就労の利用促進
- 更生訓練費の支給

(4) 就労トライアル実習の実施

重点施策2

障がいのある人が仕事を体験できるようにするため、トライアル実習の機会を提供していくとともに、職場体験学習の受入れを継続します。

主な
事業

- 就労トライアル実習の実施



7 スポーツ・文化・学習活動



今後の方向性

障がいのある方の生活をより豊かにすることを目的として、自身の関心に応じて学んだり参加したりすることのできる環境づくりを進めるとともに、当事者の暮らしを支える方々の活動をサポートする取組を進めます。

主な取組

(1) 当事者団体等との連携によるスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の機会の拡充

生きがいづくりや交流などを目的として、指導者の確保・養成や参加しやすいイベントの企画などに取り組み、スポーツやレクリエーション、文化芸術イベントなどの機会づくりを推進します。

主な事業

- スポーツ・レクリエーションの参加機会の創出
- ロビーコンサートの開催

(2) 学習環境の整備

だれにとっても学習しやすい環境づくりとして、障がいのある方が参加しやすい社会教育講座の環境づくりを進めます。また、点字図書等の収集や郵送貸出サービスの実施等にも取り組みます。

主な事業

- 社会教育講座への参加促進のための環境整備
- 生涯学習推進
- 障がいのある方が利用しやすい図書サービス

(3) 障がいのある人の活動をサポートするボランティア活動の促進

手話入門など障がい福祉の理解促進に関わる社会教育講座開催に向けた人材育成や、障がい者団体やボランティア、NPOなど市民の自主的な活動を支援します。

主な事業

- 社会教育講座
- 障がい者団体・関係ボランティア団体への支援
- ボランティア・NPO等市民公益活動支援

8 生活環境



今後の方向性

障がいのある方が安心して暮らせるまちであるために、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めるとともに、地域との連携のもとで防災・減災の取組を進めます。

主な取組

(1) バリアフリー法等に基づくバリアフリー化の推進

重点施策 3

障がいのある方が安全・安心で利用しやすい施設整備が重要であるという視点のもと、市内の公共施設をはじめ、交通施設や観光施設などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に向けた検討や整備に取り組みます

主な事業

- 市有施設の整備・営繕
- バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく都市環境の整備
- 道路・歩道の維持改善

(2) 災害時における障がいのある人の安全確保への体制づくり

重点施策 3

災害発生時の迅速な対応に向けて、避難行動要支援者の把握に引き続き取り組むとともに、地域との連携による災害対応力の向上、避難生活における配慮のあり方などの検討に取り組みます。

主な事業

- 避難行動要支援者避難支援事業
- 地域防災力の向上事業
- 社会福祉施設等における防災訓練の啓発
- 避難生活支援のあり方についての検討

主な事業の一覧

1 啓発・広報

(1) 人権尊重の意識啓発の推進 【重点施策1】

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	市民の人権意識啓発	市民の人権意識の高揚を図るため、研修会その他、広報誌やホームページへの啓発記事の掲載や人権パネル展の開催、駅等での街頭啓発の実施等の啓発活動を推進します。また、公共施設の電子看板等のデジタル機器を活用した啓発を実施します。	人権政策課
②	全市的な合理的配慮の普及	合理的配慮の考え方を全市的に普及させるため、市民をはじめ、市内の企業や事業所、地域で活動する組織や団体等に対して、さまざまな媒体を活用して合理的配慮に関する周知啓発を行います。	障がい福祉課
③	体験講座の開催	市民を対象にした体験講座の実施により、障がいのある人に関する理解を促進します。	障がい福祉課
④	精神保健福祉普及啓発事業	精神障がいに関する理解を深めるため、市民を対象とした研修会等を開催し、普及啓発に努めます。	障がい福祉課
⑤	市職員向けの研修機会の確保	市職員が、障がいや障がいのある人についてさらに理解を深められるよう、研修機会を設けます。	人事課
⑥	手話言語普及啓発事業	広報活動等を通じて手話の普及啓発を行い、ろう者に対する理解を深めます。また、手話奉仕員の養成や子どもたちが手話を学習できる環境整備、市職員に対する手話言語の普及を図ります。	障がい福祉課

(2) 地域と施設・作業所、学校等の交流等相互理解の促進 【重点施策1】

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	障がい者交流事業	精神保健福祉普及啓発事業や交流事業等を通じ、障がい者団体や地域住民、ボランティア等の交流を図ります。また、市の取組の中で地域と障がいのある人が交流できる場を設けます。	障がい福祉課
②	地域福祉推進事業	16 小学校区ごとに設置されている地域福祉推進委員会の活動を市社会福祉協議会とともに支援し、地域のだれでもが参加できる、交流できる活動・場づくりを促進します。	福祉総務課

(3) 学校教育における福祉教育の推進 **【重点施策1】**

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	福祉教育の推進	すべての児童・生徒が、さまざまな特性のある人との関わりを持つなどの実体験や人権教育の取組を通して、共感と理解を深めるため、事業の拡充に努めます。また、道徳や国語、社会などの教科や総合的な学習の時間を教科横断的に扱います。	学校教育課

2 相談・情報提供

(1) サービスや事業所に関する情報提供の充実 **【重点施策1】**

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮した情報発信の実施	幅広い読者にとって読みやすく、見やすい広報紙の作成に努めます。ホームページを通じて「ユーザビリティ」、「アクセシビリティ」に配慮した情報発信を継続します。	秘書広報課
②	市庁舎内における情報保障の推進	庁舎において、手話通訳者を設置するなど、障がいのある人が無理なく来庁できるように、窓口サービスの充実を図ります。耳マーク等障がい啓発マークの普及を図るとともに、点字・手話通訳・要約筆記等による情報保障の推進を図ります。	障がい福祉課
③	サービス等に関する情報提供	障害福祉サービスの利用の円滑化を図るため、障害福祉サービス等の情報収集に努め、わかりやすい情報を提供します。	障がい福祉課

(2) 総合的な相談拠点の強化 **【重点施策3】**

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	障がい者生活支援センター事業	「障がい者生活支援センター」が中心となり、きめ細やかな相談支援を継続的に実施します。支援体制を充実させ、担当者の資質向上を図るため、研修への積極的な参加、関連機関との連携強化に努めます。	障がい福祉課
②	人権相談事業	相談機会の周知を図りつつ、人権擁護委員による特設人権相談及び人権政策課相談員による人権相談、女性相談員による女性相談を実施します。	人権政策課
③	法律相談	住民が抱える悩みごとについて、弁護士による法律相談を毎週金曜日に実施します。	福祉総務課

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
④	地域包括支援センター等による総合相談支援事業	高齢者等に係るさまざまな相談内容に即した初期相談、継続的・専門的相談支援を実施します（法人へ委託）。また、「かしはら街の介護相談室」においても、高齢者等に係る相談対応を実施します。	長寿介護課
⑤	消費生活相談等の支援体制の充実	消費者被害の未然・拡大防止のため、消費生活センターの周知・機能強化及び相談員の資質や能力の向上に取り組み、消費生活における問題解決のため、助言や斡旋を行います。さらに、近年増加する特殊詐欺等さまざまな消費者問題に対し、市民への情報提供や啓発を行います。	市民協働課
⑥	医師等による相談	子どもの保護者及び発達を支援している者を対象に、奈良県立医科大学附属病院と連携した精神科・小児科医師、看護学科教授による相談を実施し、支援の方向性や対応について示唆を得ることで悩みや不安の解消を図ります。	こども発達支援課

3 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	各種健診・検診の実施	橿原市国民健康保険の被保険者のうち、40～74歳の方を対象として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。また、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、疾病を早期発見し、必要に応じて治療を受けていただくために、長寿（後期高齢者医療）健康診査を実施します。	保険年金課
		早期発見・早期治療のため、20歳以上の女性を対象とした子宮頸がん検診、40歳以上の市民対象に、各種がん検診を実施します。また、妊娠中の健診費用の助成、乳幼児期の健康診査により、妊婦・胎児・乳幼児の健康の保持増進に努めます。	健康増進課
②	健康相談の実施	40～64歳を対象に、電話による健康相談を実施します。	健康増進課
③	依存症に対する支援	依存症に対する誤解及び偏見を解消するため、職員研修に参加します。また依存症の理解を深めるための普及啓発、相談機関や医療機関等の周知を行います	障がい福祉課

(2) 医療・リハビリテーションの充実

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	各種医療費助成事業	育成医療、更生医療、精神通院医療、自立支援医療（精神通院）の公費負担を受けている方に対して、医療費自己負担金の一部を助成します。	障がい福祉課
②	心身障害者医療費助成事業	1歳から74歳で身体障害者手帳1・2級または、療育手帳最重度・重度・中度（A1・A2・B1）の障がい者に対し、医療費自己負担金の一部を助成します。	保険年金課
③	重度心身障害老人等医療費助成事業	65歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人で、心身障害者医療費助成事業の対象となる障がいのある人、または父母のいない18歳未満の児童等を養育している配偶者のいない方に対し、医療費自己負担金の一部を助成します。	保険年金課
④	機能訓練実施体制の確保	自立支援給付の機能訓練を行っている事業所によるリハビリテーションを受けることができるよう支援します。	障がい福祉課

4 福祉サービス

(1) 居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実 **【重点施策2】**

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	介護・訓練等給付サービスの確保	障がいのある方に対し、居宅介護、短期入所、施設入所支援等の介護給付サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等の訓練等給付サービスを、適切に提供できる体制を確保・維持します。	障がい福祉課
②	障害児通所支援の確保	未就学の障がい児に対し、日常生活に必要な基本的な動作（スキル）のトレーニングや集団生活での適応訓練などの支援を行う児童発達支援や、就学している障がい児に対し、授業終了後や学校休業日に、生活能力向上の訓練、社会交流促進等を行う放課後等デイサービスを適切に提供できる体制を確保・維持します。	障がい福祉課
③	補装具費給付事業	障がいの状態から、補装具の購入や修理、借受けが必要と認められた人に支給します。	障がい福祉課
④	日常生活支援事業等	障がいのある方の能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付、訪問入浴サービスや日中一時支援を提供します。	障がい福祉課

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
⑤	意思疎通・社会参加支援事業等	意思疎通を図ることに支援が必要な聴覚障がいのある方等に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。また、障がいのある方の社会参加を促進するため、手話、点訳、朗読、要約筆記の講座を開催し、奉仕員等の養成及び障がいのある方への理解を深めます。	障がい福祉課
⑥	地域活動支援センター通所事業	仲間との交流、社会適応訓練（個々に応じた創作的活動・生活リズムの訓練等）、生活機能維持のための運動などの日中の活動を支援する拠点として、地域活動支援センターの運営を委託します。	障がい福祉課
⑦	一人暮らし体験支援事業	入所等から地域生活への移行や親元からの自立等にあって、共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の場を提供する体制を整備します。	障がい福祉課
⑧	緊急通報体制整備事業	一人暮らしの重度に障がいのある人や、高齢者のみの世帯の人等に緊急通報装置を貸与し、緊急時の連絡体制を整備します。	障がい福祉課 長寿介護課
⑨	ふれあい収集	要支援・要介護の認定を受けている人、又は総合事業のうち1号事業を利用している人、身体障害者手帳の交付を受けている人のみで構成された世帯、70歳以上の人のみの世帯を対象として、一般家庭ごみ・カン・ビン・資源ごみ・不燃物・粗大ごみを指定場所へ出すことが困難な場合、週に1回、市が指定する日に家庭の玄関先等で収集を行います。	収集業務課
⑩	粗大ごみリクエスト収集	要支援・要介護の認定を受けている人、又は総合事業のうち1号事業を利用している人、身体障害者手帳の交付を受けている人のみで構成された世帯、70歳以上の人のみの世帯を対象として、一般家庭ごみと同じ場所で収集を行います。	収集業務課
⑪	はいかい高齢者家族支援サービス事業	認知症によるはいかいで行方がわからなくなった際、はいかいSOSネットワークを活用して地域ぐるみで探すとともに、はいかいに備え希望者に位置検索システムを活用した24時間居場所がわかる探知機を貸与します。	長寿介護課

(2) 地域で安心して暮らすためのネットワーク強化

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	地域見守りネットワーク事業	高齢者や障がい者などの地域での孤立や孤独死の防止、認知症の早期発見のために、各種団体、企業・事業者などと行政が協力して、見守りを行います。地域住民の見守り活動への参加を促すため、さらなる事業の周知を行います。	福祉総務課

(3) 安心して暮らせる住まいの確保 **【重点施策2】**

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	グループホームの普及	施設入所から地域生活への移行を実現するために、必要となる居住系サービス等の普及を図ります。グループホームの家賃助成を継続します。	障がい福祉課
②	市営住宅等整備事業	市営住宅のバリアフリー化を推進し、建替時にはユニバーサルデザインを取り入れます。	住宅政策課

(4) 移動・外出の支援

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	移動支援事業等	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のためのヘルパー支援を行います。また、重度障害者及び障害児に対し、福祉タクシーの利用料金助成など外出のための支援を行います。	障がい福祉課
②	身体障害者自動車運転免許取得費・改造費助成事業	障がいのある人の自立生活、社会活動への参加及び就労に向け、自動車運転免許の取得に要する経費の一部助成や自動車を改造するための経費助成を行います。	障がい福祉課

(5) 医療と福祉の連携 **【重点施策2】**

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	医療機関と連携した支援の実施	地域生活支援協議会が医療機関と連携し、勉強会や研修会を行うことで支援の質の向上を図ります。入院患者の地域生活への移行に関する相談・支援の面でも医療機関と連携します。	障がい福祉課
②	地域生活移行に向けた支援体制の構築	障がいのある人が施設や病院でなく、地域で生活するにあたり、本人や家族の意向を踏まえたうえで、地域における医療機関、福祉関係機関その他関係機関が連携して、支援体制を整えていきます。	障がい福祉課

(6) サービスの質の確保

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	サービス等利用計画のチェック体制の強化	事業所のサービスが、計画に基づき適正に実施されているのか、またサービスそのものが利用者の状況を適正に把握したものであるかの確認に努めます。	障がい福祉課

(7) 各種権利擁護制度の周知と成年後見制度利用促進

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用促進のために、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築しています。市、社会福祉協議会、地域包括支援センターを中核機関として、福祉・医療・行政・法律専門職など多様な主体が連携協力する「協議会」を運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みづくりに努めます。	障がい福祉課 長寿介護課
②	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる市長申立てによる高齢者、知的障がい者または精神障がい者に対し、費用負担が困難な場合、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	障がい福祉課 長寿介護課
③	権利擁護事業	虐待に関する理解の促進を図り、虐待防止の啓発に努めるとともに、関係機関との協力体制の整備を図るためネットワークを構築し、虐待を受けた障がいのある人や支援をするための必要事項について情報交換や協議を行います。また、地域生活においてさまざまな権利に関する問題（障がい者虐待、高齢者虐待、消費者被害等）や重層的な課題を抱える障がいのある人や高齢者に対して必要な支援を行い、関係機関につながります。（高齢者に関しては、包括的支援事業として法人へ委託）	障がい福祉課 長寿介護課

5 療育・保育・教育

(1) 継続した療育のための関係機関の連携と早期療育の実施

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	出産・子育てに関する相談支援体制の確保	妊娠期から乳幼児期にかけて保護者に寄り添いながら育児相談に応じます。必要に応じ、母子保健事業や関係機関につなぎます。	健康増進課
②	相談事業（子ども総合支援センター）	保健・福祉・教育が横断的に関わることにより、一人ひとりのニーズにあった支援・場の早期提供に向けて支援します。個々への発達相談、教育相談や園・小学校・中学校への巡回訪問支援等を通して、子どもや保護者及び支援者に十分な情報を提供し、保護者や子どもに合った支援及びその後の円滑な支援につなげ、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行います。	こども発達支援課
③	幼児療育教室（子ども総合支援センター）	乳幼児健康診査や発達相談後の子どもと保護者を対象とした幼児療育教室を実施し、関係する保育所（園）、幼稚園、こども園と連携し、保護者に子どもの特性や関わり方の工夫の理解を促します。	こども発達支援課
④	児童発達支援事業所「かしの木園」	児童発達支援事業所「かしの木園」の実施により、子どもの健やかな発達を支援し、保護者の不安や悩みを軽減させていきます。個別支援計画に基づいて、発達の状態に応じた適切な療育を提供し、関係機関や幼稚園・保育所（園）・こども園・小学校と連携しながら、保育士・幼稚園教諭・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士／公認心理師等の専門職員による多面的な療育支援体制を充実します。	こども発達支援課
⑤	保育士・教員等の研修（子ども総合支援センター）	保育所（園）、幼稚園、小中学校の教員等を対象に、発達障がいに関する研修を実施することにより、障がいのある人を理解した支援が行えるよう職員の資質向上に努めます。	こども発達支援課
⑥	発達障がいの理解の促進	子ども総合支援センターに通所する保護者を対象に、療育や行事の実施、発達に関する講話、保護者からの個別相談に応じることで、子どもへの具体的な接し方や発達障がい者理解推進に努めます。	こども発達支援課

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
⑦	発達障がい者支援体制の構築	乳幼児期から健診・相談等の事業を通して、子どもや保護者への支援を充実させるため、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携を図ります。	健康増進課
		発達障がいの特性や発達障がいのある人との関わり方、家族の課題等についての講演会を開催し、発達障がい者の理解促進を図るほか、子ども総合支援センターが実施している発達相談・巡回訪問支援・療育と保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校による情報交換の実施、関係課（子ども総合支援センター、こども発達支援課、障がい福祉課、こども未来課、健康増進課、子ども家庭相談室、学校教育課）を中心とした、子ども家庭相談センター、地域の医療機関等との連携を通じて、支援体制の充実を図ります。	こども発達支援課
		「教育支援委員会」において、就学先決定についての教育相談を行い、一貫した支援につながるよう、就学先に支援内容を引き継ぐ仕組みを整えていきます。指導主事の訪問や通級指導教室における教育相談などさまざまな方法で支援が引き継がれるよう促進します。	学校教育課

(2) 子どもの特性に応じた保育・教育提供体制の整備

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後に家庭で子どもだけとになってしまう小学校に就学している児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成を図ります。引き続き、障がいのある児童を受入れ、施設を設置する際にはバリアフリーの設計や、運営委員会への補助金に障害児受入推進費を加算し、受入れの促進を図ります。	人権・地域教育課
②	障がい児保育の充実	保育士、児童、保護者それぞれが、障がいに対する理解をより深めるため、研修に積極的に参加し、互いに支えあう保育・教育の充実に努めます。	こども未来課
③	特別支援教育対応講師配置事業	障がいのある園児の保育活動を支援し、子どもたちの障がいに応じて講師を配置します。	こども未来課

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
④	特別支援教育対応非常勤講師配置事業	市立小中学校の特別支援学級児童生徒及び通常学級在籍の発達障がいのある児童生徒の学習活動等を支援し、学級担任の負担軽減のため、子どもたちの障がいに応じて非常勤講師を配置します。	学校教育課
⑤	特別支援教育の理解のための教職員研修の促進	引き続き、特別支援教育コーディネーターを中心に学校や幼稚園の体制整備につながる研修、及び市指定研究学校での研究を推進します。各学校・園からの要請を受けて、こども発達支援課と連携しながら、個々の支援についてアドバイスをを行い、研修した内容を実際の教育に生かせるよう努めます。	学校教育課
⑥	教育・保育施設のバリアフリー化	障がいのある児童生徒、園児が利用しやすいよう、学校施設や保育施設、幼稚園舎に手すり・スロープ等の設置やトイレの洋式化等のバリアフリー化を推進します。	教育総務課 こども未来課

(3) 進路指導の充実

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	関係機関の連携による進路移行の支援	就学前から義務教育終了後の進路先まで、その時に必要な支援や合理的配慮について引継ぎが行われるよう、「個別の教育支援計画」を的確に作成するため、研修等を実施したり、実際の事例を通して作成や活用 of アドバイスをを行います。	学校教育課
②	就労体験活動の実施	引き続き、市立中学校に在籍する生徒すべてに職場体験活動ができるよう実施します。	学校教育課

(4) 教育のための経済的負担の軽減

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	特別児童扶養手当	身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を養育している父や母、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に「特別児童扶養手当」を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	こども未来課
②	特別支援教育就学奨励事業	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、経済負担を軽減するための補助を実施します。	学校教育課

6 雇用・就労

(1) 就労支援のためのネットワークづくり 【重点施策2】

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	就労支援のための関係機関のネットワークづくり	障がいのある人の雇用・就業支援のためハローワークや就業・生活支援センター、経済団体、民間事業所などとネットワークを充実させ、障がいのある人の障がい・職業能力に応じた多様な就業形態とその就業の場の拡大をめざします。	障がい福祉課 地域振興課

(2) 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援 【重点施策2】

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	雇用促進のための啓発活動の実施	民間企業等に対し、障がい者雇用率の向上を目的として、広報やポスターを活用し、雇用に関わる助成制度等を含めた各種制度や情報の周知を図ります。	地域振興課
②	市職員の障がい者雇用の促進	市職員採用試験において、障がい者採用枠での募集を適宜実施します。	人事課
③	就労支援機関との連携による支援	障がいのある人の一般就労に向けて、ハローワークや県の障がい者就労支援機関等と連携し、情報交換や課題の検討等により、就労につなげる支援を行います。	障がい福祉課
④	就労準備支援事業	一般就労に向けた準備が整っていない人に対して、県や県内参加自治体との共同により、関係機関と連携しながら、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。	福祉総務課

(3) 福祉的就労の機会の充実と授産製品の販路拡大

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	優先調達や授産製品の販路拡大に向けた支援	障がい者就労施設等における委託業務の発注や物品購入等の推進を図るとともに、イベント事業等において、授産製品のPRを行う等、販路拡大のための支援を行います。	障がい福祉課
②	福祉的就労の利用促進	企業への就労が困難な場合でも、社会参加への意欲を高め、適性や能力を十分に発揮できる福祉的就労の場の利用を促進します。	障がい福祉課
③	更生訓練費の支給	就労移行事業または自立訓練事業を利用している方を対象に、更生訓練費を支給します。	障がい福祉課

(4) 就労トライアル実習の実施 **【重点施策2】**

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	就労トライアル実習の実施	就労支援事業所と連携し、障がいのある人が仕事を体験できるトライアル実習の機会を提供します。	人事課
		職場体験実習の受入れを継続していきます。	障がい福祉課

7 スポーツ・文化・学習活動

(1) 当事者団体等との連携によるスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の機会の拡充

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	スポーツ・レクリエーションの参加機会の創出	奈良県障害者スポーツ大会等への競技参加を支援します。また、障がいに関する理解と専門知識を有する障がい者スポーツ指導員の養成を図るほか、障がいのある人が運動・スポーツを行えるよう、市内施設や各団体との連携・協力により、指導者の確保や大会・教室の企画や参加支援を行います。	スポーツ推進課 障がい福祉課
②	ロビーコンサートの開催	文化活動の発表の場として実施しているロビーコンサートにおいて、障がいのある人ない人に関わらず募集を行います。	人権・地域教育課

(2) 学習環境の整備

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	社会教育講座への参加促進のための環境整備	各種社会教育講座に障がいのある人が参加しやすい環境整備を行い、参加を促進します。	人権・地域教育課
②	生涯学習推進	地域生涯学習推進委員会を中心に生涯学習推進のための情報交換会等を引き続き開催します。	人権・地域教育課
③	障がいのある方が利用しやすい図書サービス	点字図書・大活字本等の収集や郵送貸出サービスの実施、対面朗読サービスや拡大読書器・音声読書器サービスの実施など、障がいのある方が利用しやすい環境づくりを進めます。	図書館

(3) 障がいのある人の活動をサポートするボランティア活動の促進

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	社会教育講座	中央公民館主催教室「手話入門教室」等の開催を通じ、地域でボランティア活動ができる人材育成を推進します。	中央公民館
②	障がい者団体・関係ボランティア団体への支援	障がいのある人の交流の機会や外出の機会をつくり、障がい者団体等の活動を支援します。	障がい福祉課
③	ボランティア・NPO等市民公益活動支援	市民活動交流広場を核として、市民公益活動を行う市民や団体等への情報発信、学習会の開催や相談支援を通して、障がいのある人の活動をサポートするボランティア・NPO等の活動を促進します。	市民協働課

8 生活環境

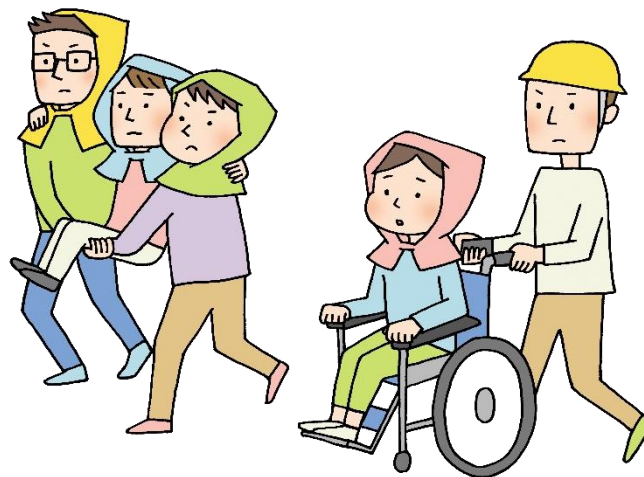
(1) バリアフリー法等に基づくバリアフリー化の推進 【重点施策3】

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	市有施設の整備・営繕	だれもが安心して市庁舎及び観光施設等を利用していただけるよう維持管理を行うとともに、公共施設の営繕工事においては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。	資産経営課 観光政策課 公共建築課
②	バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく都市環境の整備	「橿原市移動等円滑化基本構想」に基づく、大和八木駅から、かしはら万葉ホールまでのエリアの生活関連道路・施設にかかる特定事業計画の各事業者への進捗管理を行います。国・県と共に鉄道駅のバリアフリー化を推進します。また、公共施設及び民間施設等の不特定かつ多数の人が利用する建築物、公園内のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の整備を推進していきます。	都市計画課 建築安全推進課 公園緑地景観課
③	道路・歩道の維持改善	引き続き、安全な歩行者空間の整備を進めていきます。また、既設道路の維持管理、歩道の段差解消、転落防止柵の設置、点字ブロックの敷設等について、整備を進めていきます。	道路河川課 建設管理課

(2) 災害時における障がいのある人の安全確保への体制づくり

【重点施策3】

	事業等の名称	事業等の内容	担当部署
①	避難行動要支援者避難支援事業	災害時のスムーズな安否確認や自力での避難が困難な高齢者や障がいのある人等への安全かつ迅速な避難所への誘導のため、避難行動要支援者に対し、事前に避難支援等関係者に名簿情報を提供することへの同意を促します。	福祉総務課
②	地域防災力の向上事業	市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力を向上させるため、ホームページの充実に加え、自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体に対して防災教育・訓練、助言・指導を行います。	危機管理課
③	社会福祉施設等における防災訓練の啓発	災害時において、民間福祉避難所等が迅速かつ的確に運用されるために、受入先と円滑な調整が図れるよう検討します。各施設における防災訓練や防災教育がさらに浸透するよう、引き続き確認や啓発を行っていきます。	障がい福祉課
④	避難生活支援のあり方についての検討	支援を要する人の避難生活を支えるための避難所運営のあり方について、関係機関や専門家と連携し検討を進めます。	危機管理課



計画の策定にあたって

課題 まちの現状と

基本的な考え方

施策の展開

成果目標と活動指標

計画の推進にあたって

資料編

第 5 章

成果目標と活動指標

(第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画)

1 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、そのうえで、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②福祉施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本市の 目標	①福祉施設から地域生活への移行を希望する方のうち、 地域生活に移行する人数	7人
	②地域生活への移行等を通じた結果としての、減少する施設 入所者数	6人
	参考：令和4年度末時点での施設入所者数	112人

▼本市の目標設定の考え方

本目標は、福祉施設に入所されている方のうち、地域での暮らしを希望する方について、本人やご家族の意思を尊重しながら地域生活へと移行していくことを基本的な考え方としています。

障がい者の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルなサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用、提供できるよう体制を整備します。

基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行うとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着に必要なことを的確にとらえながら、各関係機関と連携のもとに支援を行います。

(2) 地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められているほか、強度行動障害を有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。	
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	
本市の 目標	地域生活支援拠点等の整備	令和8年度までに整備
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	設置後年1回

▼本市の目標設定の考え方

障がいのある人の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点を橿原市・高取町・明日香村の広域で設置し、充実に向けた検討を行います。

検証や検討にあたっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会の場を活用して協議を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

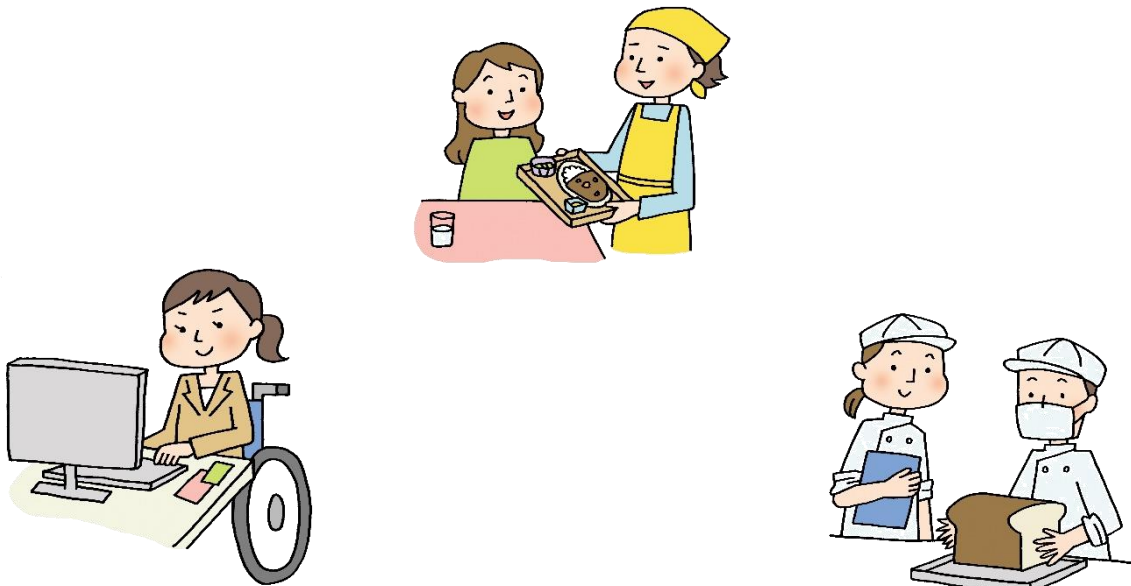
国の 目標設定 の考え方	①一般就労への移行者数		
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。		
	ア. 就労移行支援事業		
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。		
国の 目標設定 の考え方	イ. 就労継続支援A型事業		
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。		
	ウ. 就労継続支援B型事業		
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。		
国の 目標設定 の考え方	エ. 就労移行支援事業所の割合		
	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。		
	②就労定着支援事業利用者数		
	令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。		
国の 目標設定 の考え方	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合		
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。		
	本市の 目標	①一般就労への移行者数	43人
		ア. 就労移行支援事業からの移行者数	12人
イ. 就労継続支援A型事業からの移行者数		19人	
ウ. 就労継続支援B型事業からの移行者数		12人	
エ. 就労移行支援事業所の割合		66% (2箇所)	
本市の 目標	②就労定着支援事業利用者数	2人	
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	100% (2箇所)	

▼本市の目標設定の考え方

福祉施設の利用者が、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所）を通じて一般就労に移行するためには、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、経済団体、民間事業所等とのネットワークを充実させ、就労の場が拡大する環境づくりが必要です。

就労を希望する障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、障がいのある人と企業のマッチングをはじめとした就労の機会を設け、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達の受注機会の拡大や調達目標金額を達成できるよう努めます。



(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するため、地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。		
	②保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。		
	③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。		
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		
本市の 目標	①児童発達支援センターの設置	1箇所	
	②保育所等訪問支援の実施	8箇所	
	③	重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所の確保	2箇所
		重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
コーディネーターの配置		配置	

▼本市の目標設定の考え方

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するもので、良質かつ適切なものでなければならないと規定しています。

障がい児については、障害福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となってきます。

障がい児の身近な場所での地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センター等と連携を図り、また重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、障がい児の地域社会への参加や受入れを推進します。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアを必要とする児童の数が増加する中で、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実を図るため、対象人数やニーズの把握に努め、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るため協議の場を設けて、地域の課題整理や地域資源の開発等を図っていきます。



(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化が求められています。

国の 目標設定 の考え方	相談支援体制の充実・強化等	
	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。	
本市の 目標	基幹相談支援センターの設置	検討
	相談支援事業者への専門的な指導・助言	維持
	相談支援事業者の人材育成の支援	継続実施
	相談機関との連携強化の取組の実施	継続実施
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回
	主任相談支援専門員の配置数	2人

▼本市の目標設定の考え方

本市は基幹相談支援センターは設置していませんが、関係部署や関係組織との連携の下、総合的な相談支援体制の構築や専門的な助言・指導の実施など、障がい者及び障がい児やその家族、支援に携わる方々を支える体制は整備しています。

なお、国が進める包括的な支援体制の整備を受け、本市では独自に重層的な支援体制を構築しています。複合的な課題にも対応できる相談支援体制の強化を進めているなか、基幹相談支援センターそのものの設置については引き続き検討を進めますが、求められる機能については、既存の資源を活用しながら対応していきます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

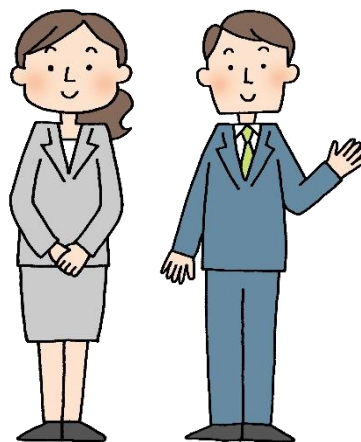
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くすための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	障害福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保することを基本とする。	
本市の 目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討
	指導監査結果の関係市町村との共有	検討

▼本市の目標設定の考え方

職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町村が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。

審査結果の共有や指導監査結果の共有については、本市在住の障がい者及び障がい児は、近隣市町村でもサービスを利用しているという実情を踏まえると、本市単独ではなく、本市を含めた近隣市町村での分析や共有が望ましいと考えられるため、広域での共有体制の構築についても視野に入れながら、実施方法について検討していきます。



2 活動指標

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物等の介護を行うサービスのほか、外出時の支援を行うサービス、自宅での介護と外出支援等を包括的に提供するサービス等が含まれます。

▼訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、通院の介助、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいのある人や精神障がいのある人が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。

▼実績値と計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人／年	302	312	321	331	341	351
	時間／月	3,351	3,322	3,562	3,673	3,784	3,895
重度訪問介護	人／年	13	13	14	15	16	17
	時間／月	995	1,339	1,442	1,545	1,648	1,751
同行援護	人／年	55	49	50	52	54	56
	時間／月	536	527	538	559	581	602
行動援護	人／年	82	84	85	86	87	88
	時間／月	1,139	1,229	1,274	1,289	1,304	1,319
重度障害者等 包括支援	人／年	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

福祉施設入所者や精神科病院に入院している精神障がい者の地域生活への移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されます。

また、行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人に対応する支援体制の確保が求められているため、さまざまな障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修等の情報提供を行うなど、障がい特性に配慮した人材の育成・確保に努めます。

障がい者地域生活支援センターなどを通じ、受入れ可能事業所に関する情報の集約を進めるとともに、サービス利用者への情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、施設において日中の介護等を行うサービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供するサービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供するサービス、医療機関での機能訓練や看護を行うサービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所するサービスが含まれます。

▼日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

▼実績値と計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人／年	330	338	347	357	367	377
	人日／月	6,056	6,250	6,416	6,601	6,786	6,971
自立訓練 (機能訓練)	人／年	5	6	7	8	9	10
	人日／月	86	27	67	76	86	95
自立訓練 (生活訓練)	人／年	24	22	23	24	25	26
	人日／月	212	251	262	274	285	297
就労選択支援	人／年	—	—	—	—	—	12
就労移行支援	人／年	37	50	52	54	56	58
	人日／月	406	420	437	454	470	487
就労継続支援A型	人／年	211	215	221	228	235	242
	人日／月	2,905	2,990	3,115	3,214	3,312	3,411
就労継続支援B型	人／年	283	325	328	331	334	337
	人日／月	3,444	3,905	4,115	4,152	4,190	4,227
就労定着支援	人／年	19	15	16	17	18	19
短期入所 (福祉型・医療型)	人／年	94	100	103	106	109	112
	人日／月	328	332	361	372	382	393

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

就労支援については、一般就労への移行を促進し、新たな利用者の受入れに取り組むとともに、一人ひとりの能力に応じたサービス利用が可能となるよう、就労移行支援の利用について広く周知を図ります。

一般就労へ結びつけていくため、就労定着支援の利用などを通じて検討を行い、関係機関の役割を整理し、それぞれの強みを生かした連携体制を構築します。

また、新設された就労選択支援についても、市内や近隣自治体での事業所の開設動向を踏まえつつ、利用希望者のニーズに応えられる体制の構築を進めていきます。

計画の策定にあたって

課題 まちの現状と

基本的な考え方

施策の展開

成果目標と活動指標

計画の推進にあたって

資料編

(3) 施設系サービス

施設系サービスには、通所によって生活介護や訓練を受けることが難しい方が入所できるサービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排泄、食事等の介護を行うサービス、定期的な居宅訪問や随時の対応を通じて地域での一人暮らしをきめ細かく支えるサービスが含まれます。

▼施設系サービスの種類と内容

サービス名	内容
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

▼実績値と計画値

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	人/年	117	112	112	110	108	106
自立生活援助	人/年	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/年	155	174	176	178	180	182
うち重度障害者	人/年	17	23	23	24	24	24

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

障がいのある人の地域生活への移行を進める場の一つとして共同生活援助（グループホーム）の整備が重要となっています。また、利用者の不安を解消し、安心して生活できるように体験利用を促進します。

施設入所支援は、地域生活への移行を視野に入れつつ、適正なサービス提供に取り組めます。

(4) 相談支援（計画相談等）

相談支援には、障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、サービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行うサービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行うサービスが含まれます。

▼相談支援の種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	单身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

▼実績値と計画値

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/年	952	1,002	1,052	1,105	1,160	1,218
地域移行支援	人/年	0	0	0	1	2	3
地域定着支援	人/年	0	0	0	1	2	3

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

計画相談支援は、新規利用者に対応するため、新規参入の働きかけや相談支援専門員の追加配置など事業所の拡充に努めます。また、スキルアップ研修等を通じて、相談支援専門員の育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援は、利用者や関係機関への利用方法等の周知を図り、より利用しやすい仕組みを構築します。

(5) 医療系サービス

医療系サービスには、医療を必要とする障がい者で常時介護を必要とする方を対象として、主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供する療養介護のほか、更生医療や育成医療、精神通院医療が含まれます。

▼医療系サービスの種類と内容

サービス名	内容
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
更生医療	身体障がい者が、日常生活能力・社会生活能力・職業能力を、回復または向上、獲得するために病院などで治療（じん臓機能障がいの人工透析、心臓機能障がいの人工ペースメーカー装着等）を受けたときの、医療保険の負担割合を一部補助します。
育成医療	18歳未満の身体に障がいのある児童で、指定育成医療機関における入院、手術、外来通院により、確実な治療効果が期待できる方を対象として医療費を助成します。
精神通院医療	統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

▼実績値と計画値

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	人/年	12	11	12	12	12	12
更生医療	人/年	407	408	394	404	415	426
育成医療	人/年	40	21	11	11	11	11
精神通院医療	人/年	2,025	2,129	2,172	2,215	2,259	2,304

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

医療行為の必要な利用者に対し、円滑なサービスの提供ができるよう努めます。

(6) 補装具

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
義肢	件/年	14	19	20	21	22	23
装具	件/年	50	57	60	63	66	69
座位保持装置	件/年	21	27	28	29	30	32
視覚障がい者用 安全つえ	件/年	11	8	9	10	11	12
義眼	件/年	0	3	3	3	3	3
眼鏡	件/年	7	13	14	15	16	17
補聴器	件/年	78	91	93	95	97	99
車いす	件/年	44	56	57	58	59	60
電動車いす	件/年	11	13	14	15	16	17
歩行器	件/年	6	2	3	5	7	8
歩行補助つえ	件/年	3	5	5	5	5	5
重度障害者用 意思伝達装置	件/年	0	1	1	1	1	1
計	件/年	245	295	307	320	333	346

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

補装具については、それぞれの障がいの種類に応じたサービスの提供を行います。

(7) 地域生活支援事業（必須事業）

▼地域生活支援事業（必須事業）の種類と内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がいのある人、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障がいのある人等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障がいのある人・児童の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	一般就労が難しい障がいのある人に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するために、地域住民等に障がいのある人等に対する理解を深めることを目的とした研修や啓発を行います。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
聞こえの サポーター講座	受講者数 (人/年)	4	0	6	6	6	6
精神保健福祉 普及啓発事業	参加者数 (人/年)	400	400	400	400	400	400
発達障がいの 理解と支援	参加者数 (人/年)	0	75	50	50	50	50
医師による 相談支援事業	相談者数 (人/年)	72	35	45	45	45	45

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

理解促進研修・啓発事業については、継続した取組を推進します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者やその家族、地域住民等が自発的な取組を行う団体等に対して補助金等により支援します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話サークル	会員数	79	89	85	85	85	85
要約筆記サークル	会員数	21	21	25	25	25	25

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

自発的活動支援事業については、障がい者関係団体の継続した活動を支援するため、今後も実施していきます。

③相談支援事業

障がい者及び障がい児や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等の援助を行い、障がい者及び障がい児が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
身体障がい者及び障がい児	相談者数 (人/年)	26	20	21	22	23	24
知的障がい者及び障がい児	相談者数 (人/年)	75	73	75	77	79	81
精神障がい者及び障がい児	相談者数 (人/年)	460	332	342	352	363	374
ピア・ カウンセリング	相談者数 (人/年)	46	46	40	42	44	46
その他（重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど）	相談者数 (人/年)	37	40	42	44	46	48

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

研修会等への参加により相談員の知識やスキルを高め、関係機関との連携により適切な相談支援を行います。



④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる市長申立てによる障がい者のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立て及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	3	0	3	4	4	4

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

制度の周知とともに、制度利用が円滑に進むよう各関係機関と連携し、利用促進に向けて取り組んでいきます。また、障がい者本人や家族等から支援が必要な相談に適切に応じ、必要な情報や助言の提供を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人等の権利擁護を図るため、法人後見を検討する団体等に対し支援を行います。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度 法人後見研修	実施回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

各関係機関が集まり、地域の実態把握や研修等を行い、法人後見制度についての周知を図っていきます。

⑥意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに障がいのある人等に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者 派遣事業	利用 延件数	256	272	286	300	315	331
要約筆記者 派遣事業	利用 延件数	15	19	20	41	53	66

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

事業の周知・広報に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者の人材の育成と確保に努めます。



⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など日常生活に係る支援用具の給付を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護訓練支援用具	件／年	9	9	9	12	14	16
自立生活支援用具	件／年	13	18	19	20	21	22
在宅療養等支援用具	件／年	14	11	12	13	14	15
情報・意思疎通支援用具	件／年	14	20	21	22	23	24
排泄管理支援用具	件／年	1,575	1,562	1,590	1,618	1,647	1,676
住宅改修	件／年	5	5	5	5	5	5

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

利用者の障がい特性を補うため、日常生活用具など適宜実態に合ったサービスの提供に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常生活を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話奉仕員 養成講座（入門）	受講者数 （人／年）	11	17	15	15	15	15
手話奉仕員 養成講座（基礎）	受講者数 （人／年）	7	11	11	11	11	11

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

手話奉仕員の確保を図るため、その養成の機会づくりと周知に努めます。

⑨移動支援事業

一人で外出することが困難な障がい者及び障がい児に対して、外出の際の移動を支援することで地域での自立生活及び社会参加等を促進します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援	事業所数	74	79	79	79	79	79
	時間／月	2,114	2,291	2,423	2,470	2,517	2,564
	人／月	277	303	309	315	321	327

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

現在のサービス水準を維持しながら、引き続き障がい特性やニーズに対応できるよう、事業所や人材の確保に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。
 なお、センターには以下の3類型があります。

I型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障がいや障がい者に対する理解促進のための普及啓発等の事業を行います。

II型：機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供します。

III型：創作的活動または生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
I型	利用者数 (人/年)	53	48	46	53	53	53
II型	利用者数 (人/年)	17	廃止				
III型	利用者数 (人/年)	41	40	40	41	41	41

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

サービス利用対象者の把握に努め、対象者となる方への情報提供を行い、サービス利用につなげていきます。

(8) 地域生活支援事業（任意事業）

		実績値			計画値			
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
福祉ホームの 運営事業	利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1	
訪問入浴サービス事業	利用者数 (人/年)	6	7	8	8	8	8	
日中一時支援事業	利用者数 (人/年)	69	70	74	78	82	86	
点字・声 の広報 等発行 事業	点字 封筒	利用者数 (人/年)	20	23	24	25	26	27
	声の広報等発行 事業	利用者数 (人/年)	23	21	22	23	24	25
奉仕員 養成講 座事業	点訳奉仕員養成 講座	受講者数 (人/年)	0	0	0	5	10	15
	音訳・録 音奉仕員養成 講座	受講者数 (人/年)	16	21	22	23	24	25
自動車 運転免 許取得 費・自動 車改造 費助成 事業	自動車運転免 許取得費助成 事業	利用者数 (人/年)	0	1	1	1	1	1
	身体障害者用 自動車改造費 助成事業	利用者数 (人/年)	0	2	2	2	2	2
障がい 者虐待 防止対 策支援 事業	障がい者虐待 防止研修	研修回数 (回/年)	1	1	1	1	1	1
更生訓練費給付事業	利用者数 (人/年)	0	0	1	1	1	1	

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

利用者のニーズを正確に把握し、必要なサービスが適宜提供されるよう努めるとともに、制度や事業の周知、ボランティアの育成を図ります。

(9) その他

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
檀原市 福祉タクシー事業	交付者数 (人/年)	1,422	1,377	1,377	1,400	1,400	1,400
	利用実績 (チケット枚数)	18,463	18,054	18,054	18,500	18,500	18,500
緊急通報装置の貸与		0	1	1	1	1	1
身体障 がい者 相談員・ 知的障 がい者 相談員	肢体 (身体) 相談件数 (件/年)	9	2	2	2	2	2
	視覚 (身体) 相談件数 (件/年)	5	4	4	4	4	4
	聴覚 (身体) 相談件数 (件/年)	2	3	3	4	5	6
	オスト ミー (身体) 相談件数 (件/年)	0	1	1	1	1	1
	知的障 がい 相談件数 (件/年)	13	7	8	10	12	14

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

外出支援や相談支援等を通して、障がい者が自立した日常生活や社会参加ができるよう継続して事業を実施します。

(10) 障害児通所支援

障害児通所支援には、児童を対象として日常生活に必要な動作（スキル）のトレーニングや集団生活への適応訓練などを行うサービス、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供するサービス、保育所（園）等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスが含まれます。

▼障害児通所支援等の種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

▼実績値と計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人／年	343	396	416	437	459	482
	人日／月	1,674	1,992	2,093	2,198	2,309	2,425
医療型 児童発達支援	人／年	2	1	1	3	4	5
	人日／月	14	1	14	41	54	68
放課後等 デイサービス	人／年	453	501	526	552	580	609
	人日／月	4,473	4,997	5,163	5,419	5,693	5,978
保育所等訪問支援	人／年	14	10	11	12	13	14
	人日／月	4	4	7	7	8	9
居宅訪問型 児童発達支援	人／年	1	1	1	1	1	1
	人日／月	1	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、早期療育のニーズが高まり、今後の利用量の確保が必要となっています。また障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた良質なサービスの選択が求められています。

今後、さまざまな障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修等の情報提供を行うなど、障がい特性に配慮した人材の育成・確保に努めます。

(11) 入所サービス

障がい児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、食事、排泄、入浴などの介護サービスや障がいの特性に応じた機能訓練、コミュニケーション支援や社会活動参加支援などを行います。医療型では、医療的ケアが必要な子どもに対して医療や看護の提供も含まれます。

▼入所サービスの種類と内容

サービス名	内容
福祉型児童入所支援、 医療型児童入所支援	施設等に入所している障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

▼実績値と計画値

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
福祉型障害児 入所施設	人/年	1	1	1	1	1	1
医療型障害児 入所施設	人/年	0	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

利用者の安全で安定した支援の確保の観点から、今後も適切なサービスの提供に努めます。

また、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援が受けられるよう、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携のもと、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議を行います。

(12) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

▼障害児相談支援の内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障害のある児童に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

▼実績値と計画値

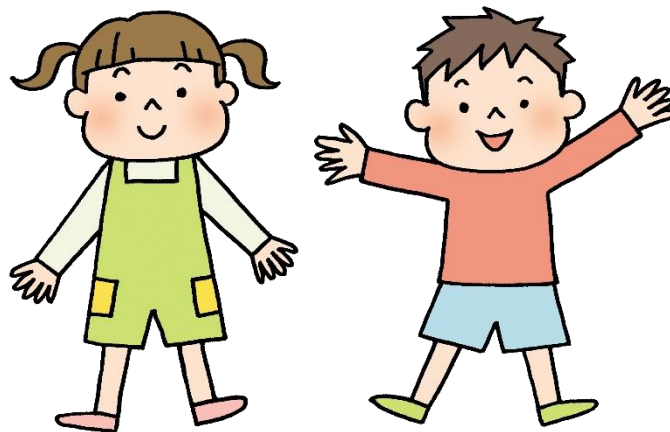
		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	人／年	565	651	684	718	754	792

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

障害児相談支援は、障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行い、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、利用者の利便性確保の観点から、今後も適切なサービスの提供に努めます。



(13) 任意事業

			実績値			計画値		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい児支援体制整備－障がい児の居場所づくり事業（幼児療育教室）	ふれあい教室（概ね1歳児～3歳児）	延人数（人／年）	757	499	500	500	500	500
	ぐんぐん教室（概ね3歳児～5歳児）	延人数（人／年）	542	364	350	350	350	350
巡回支援訪問事業	中学校巡回支援	利用者数（人／年）	12	11	11	11	11	11
	小学校巡回支援	利用者数（人／年）	78	113	115	115	115	115
	幼稚園・保育所等巡回支援	利用者数（人／年）	466	415	420	430	430	430
小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具給付	人／年	0	0	0	1	1	1	
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	人／年	1	2	2	2	2	2	
夏休み手話教室	受講者数（人／年）	10	4	7	10	10	10	

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

障がい児支援体制整備の障がい児の居場所づくり事業や巡回支援訪問事業については、今後も継続した取組を行っていきます。小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具給付事業や軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業については、利用者の障がい特性を補うため、必要に応じたサービスの提供を行います。夏休み手話教室については、手話に興味を持ち、聴覚障がいの方に対する理解を深め、いろいろなコミュニケーション手段があることを知ってもらうため、今後も継続した取組を行います。

(14) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
研修修了者数	人/年	7	12	12	12	12	12

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

本市では、奈良県が実施する医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修修了者数は、令和5年12月時点で12名となっています。今後はコーディネーターを中心として医療的ケアを必要とする児童への支援体制を強化していきます。



(15) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、関係者によって構成される協議の場の運営のほか、精神障がいを抱える方を支える各種サービスの利用見込みについて、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	2	8	8	8	8	8
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人	10	10	10	10	10	10
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人/年	21	15	18	19	19	20
	人日/月	190	146	205	214	223	232
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人/年	0	0	0	1	2	3
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人/年	0	0	0	1	2	3
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人/年	40	50	53	56	59	62
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

本市では、橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会の当事者活動支援部会を協議の場として位置づけています。今後も継続して定期的を開催し、精神障がいを抱える方の課題や支援方策について検討や情報共有を行う場としていきます。

(16) 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応できるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	11	4	4	5	5	5

※令和5年度は実績見込値

▼計画値の確保策

既存の支援プログラムについては、情報発信を通じて受講者の確保を図ります。ペアレントメンターやピアサポート活動に参加する人数については、確保の方法も含めて検討を進めます。

(17) 相談支援体制の充実・強化のための取組

成果目標でもある「相談支援体制の充実・強化のための取組」に関して、基幹相談支援センターあるいはセンターに準じた役割を持つ相談支援体制が担う各機能について、具体的な目標値を定めることが求められています。

▼計画値の確保策

基幹相談支援センターあるいはセンターに準じた役割を持つ相談支援体制については、令和8年度の設置をめざして検討を進めます。

(18) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標でもある「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関して、障害者総合支援法の理念を理解した行政職員の育成に向けた取組について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	人/年	0	0	0	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回/年	0	0	0	検討	検討	検討
指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数	回/年	0	0	0	検討	検討	検討

▼計画値の確保策

職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町村が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。

審査結果の共有や指導監査結果の共有については、本市在住の障がい者及び障がい児は、近隣市町村でもサービスを利用しているという実情を踏まえると、本市単独ではなく、本市を含めた近隣市町村での分析や共有が望ましいと考えられるため、広域での共有体制の構築についても視野に入れながら、実施方法について検討していきます。

第 6 章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 本人の意思決定を支援する体制の構築

障がい者に関わる多くの人々に意思決定支援への参加を促すことを目的として作成された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省）を、関係各課や相談支援に関わる関係者、障害福祉サービス事業所と共有・普及を図り、障がいのある人の意思を尊重した相談支援や質の高いサービス提供を推進します。

(2) 関係課・関係機関・関係団体との連携

本計画を推進するため、関係各課からなる連絡会議や本市独自の重層的支援体制整備事業を通じて、関係各課や多様な分野の関係機関・団体との連携、情報共有、施策間の連携を図り、複合的な課題にも対応できる体制を強化します。

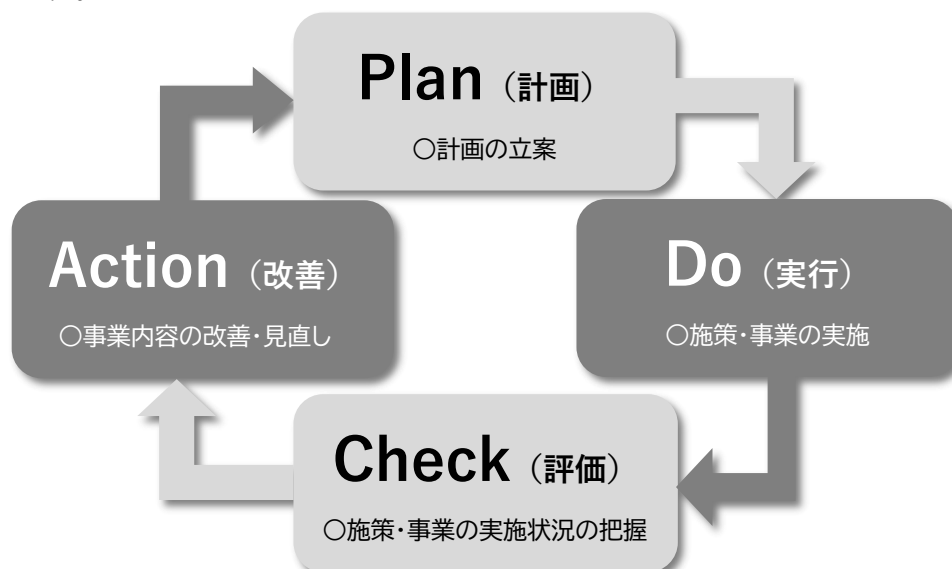
(3) 地域生活支援協議会による相談機関のネットワークの構築

橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会を通じて、保健、医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス事業者やNPO、民間団体等とのネットワーク化を図り、市民ニーズに沿った支援体制を構築します。

2 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取組（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行います。



資料編

1 障がい福祉に関する年表

年	主な動きと主な内容
H23	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者基本法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定について提示
H24	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者虐待防止法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報義務、立入調査権を規定
H25	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念の具現化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加について提示 ● 「障害者優先調達推進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定について提示 ● 「障害者差別解消法」の成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組について提示 ● 「障害者雇用促進法」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務について提示 ● 「障害者基本計画（第3次）」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記
H26	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者権利条約」を批准 ● 「障害者総合支援法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化について提示
H28	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者差別解消法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組について提示 ● 「障害者雇用促進法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務について提示 ● 「成年後見制度利用促進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策について提示 ● 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築について提示

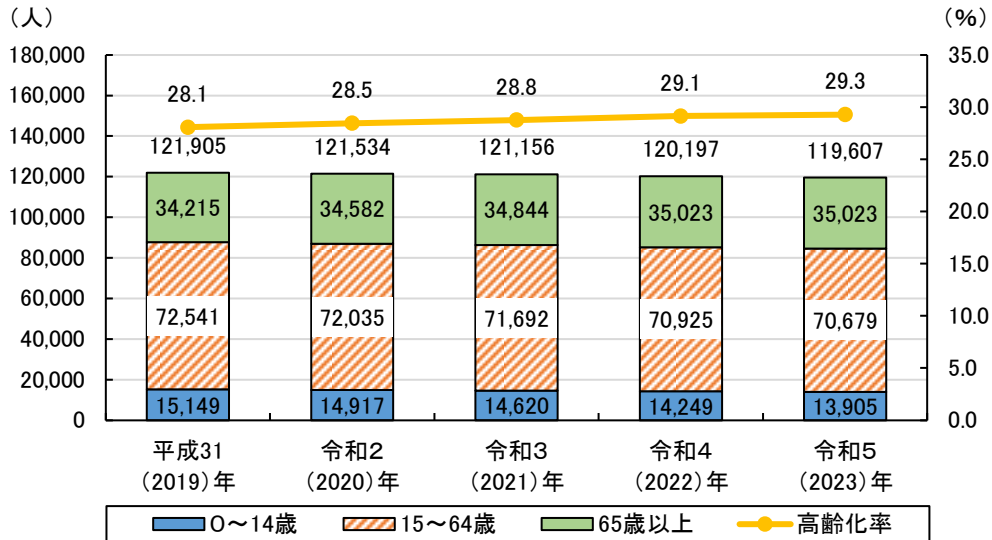
年	主な動きと主な内容
H30	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者基本計画（第4次）」策定 ● 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備について提示 ● 「障害者文化芸術推進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保について提示 ● 「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進について提示
R1	<ul style="list-style-type: none"> ● 「読書バリアフリー法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施について提示
R2	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給について提示
R3	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者差別解消法」の改正（施行は令和6年） <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから、民間事業者も対象となる）について提示 ● 「医療的ケア児支援法」の成立 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族が住んでいる地域に関わらず、適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が障がいの種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
R5	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者基本計画（第5次）」の策定
R6	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」の新規創設について提示

2 統計データ

(1) 総人口と年齢区分別人口の推移

①年齢区分別人口の推移

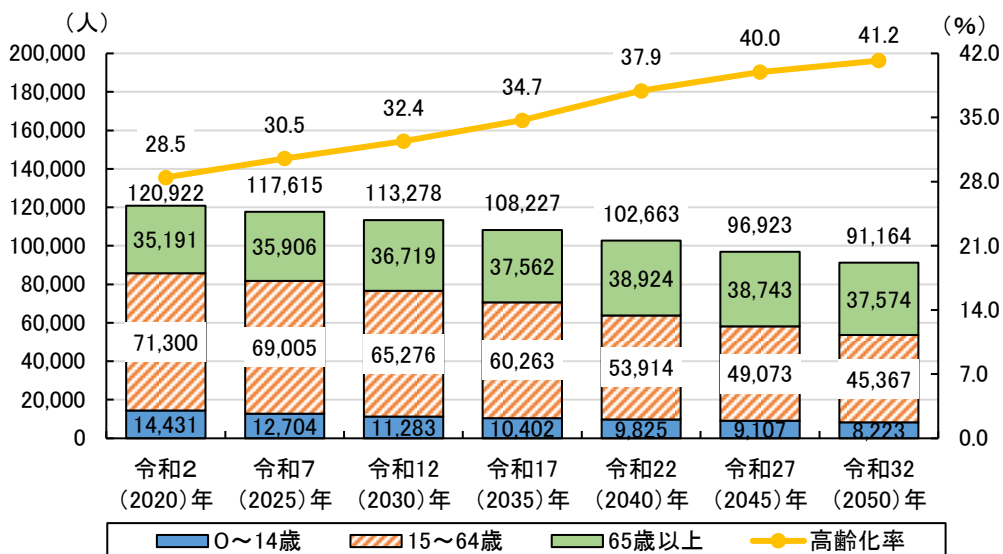
本市の総人口は、年々減少しており、令和5年では119,607人となっています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加し続けており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②年齢区分別人口の推計

将来人口について、令和32年には91,164人に、高齢化率は41.2%になると見込まれています。令和22年まで増加を続ける見込みの65歳以上人口は令和27年に減少に転じる見込みです。

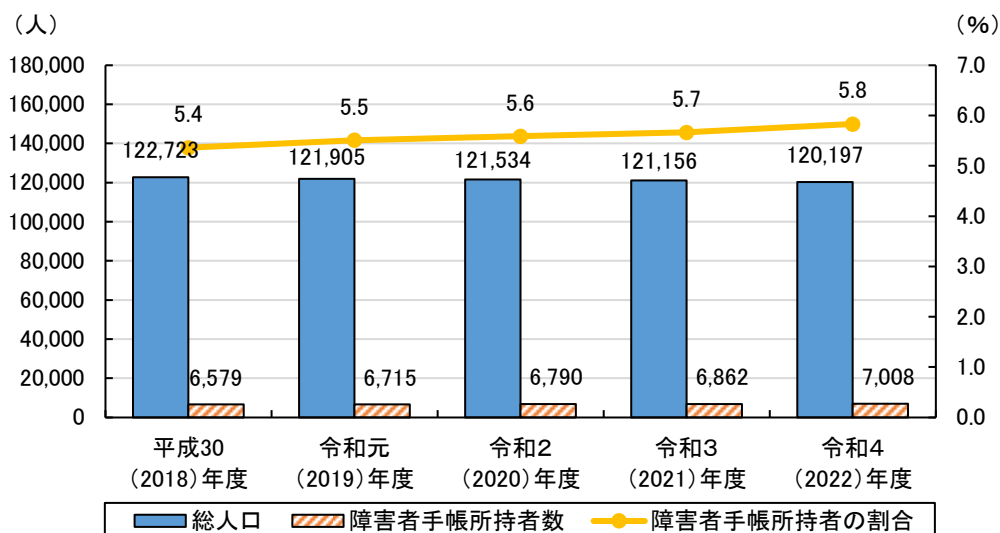


資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）（各年10月1日現在）
 ※2020年は実績値を掲載しています。

(2) 障がい者数の推移

①総人口と障害者手帳所持者数の推移

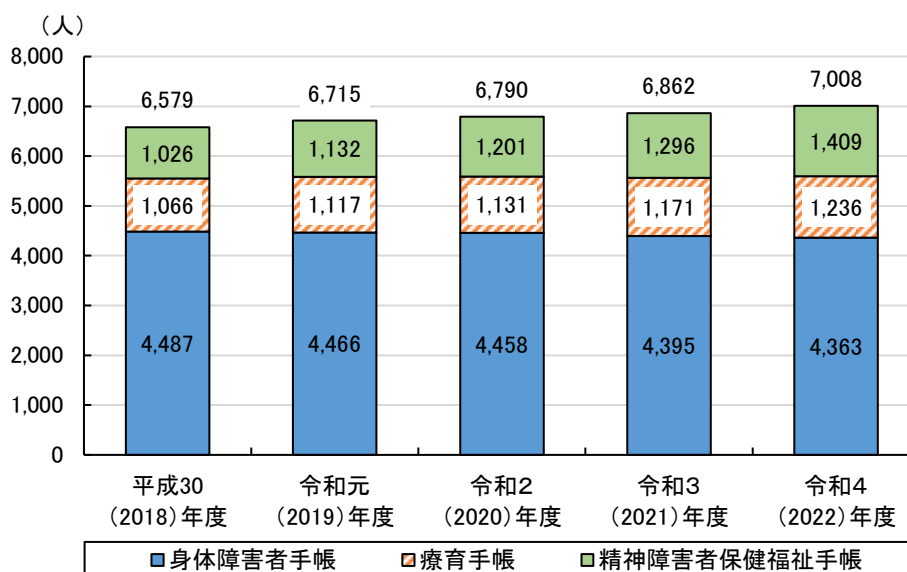
障害者手帳所持者数の推移をみると年々増加しており、令和4年度では7,008人となっています。総人口に占める障害者手帳所持者の割合は5.8%となっています。



資料：住民基本台帳（総人口、各年度4月1日現在）
 庁内資料（身体障害者手帳・療育手帳、各年度3月末現在）
 奈良県精神保健福祉センター資料（精神障害者保健福祉手帳、各年度6月末現在）

②障がい種別 手帳所持者数の推移

障がい種別の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は令和元年度以降減少し続けており、令和4年度では4,363人となっています。一方で療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成30年度以降増加し続けており、令和4年度では、それぞれ1,236人、1,409人となっています。

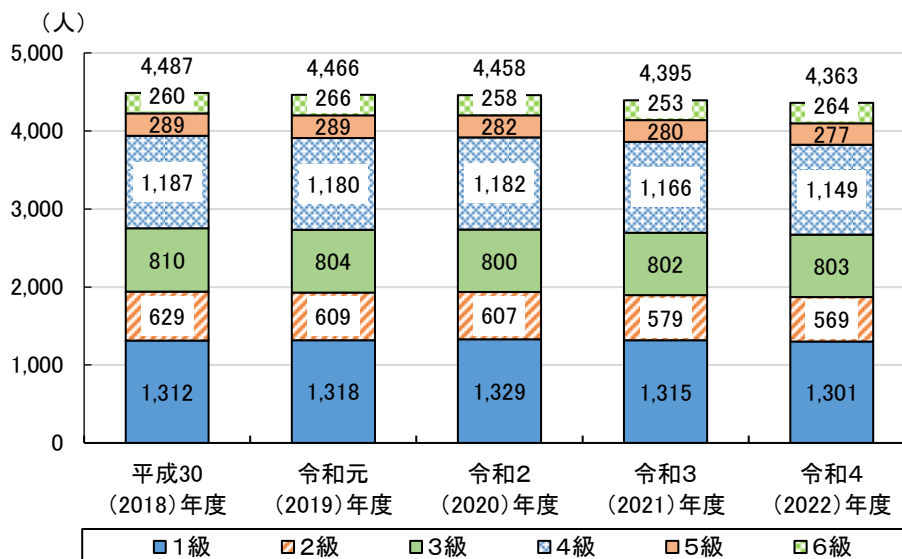


資料：庁内資料（身体障害者手帳・療育手帳、各年度3月末現在）
 奈良県精神保健福祉センター資料（精神障害者保健福祉手帳、各年度6月末現在）

(3) 身体障がい者の状況

①等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

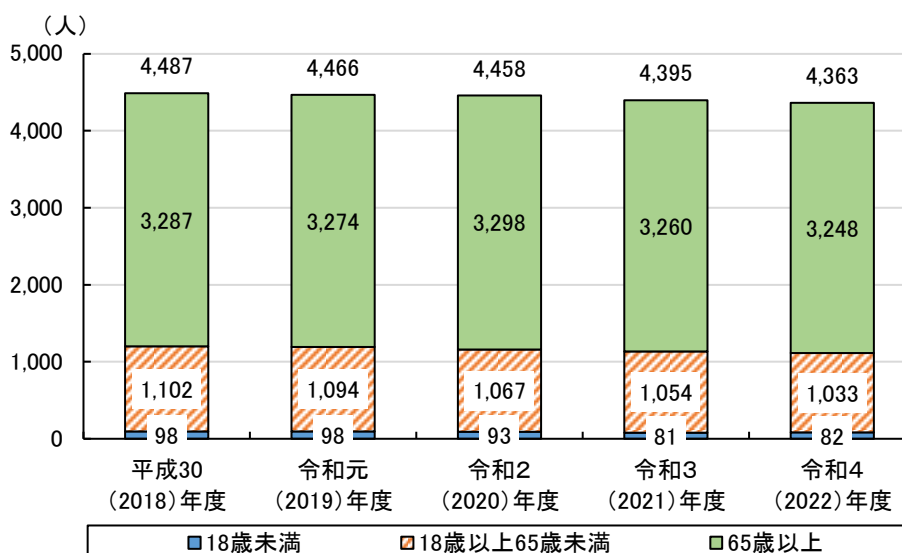
等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度現在、1級が1,301人と最も多く、次いで4級が1,149人となっています。また、各等級は概ね横ばいで推移しています。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

②年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移

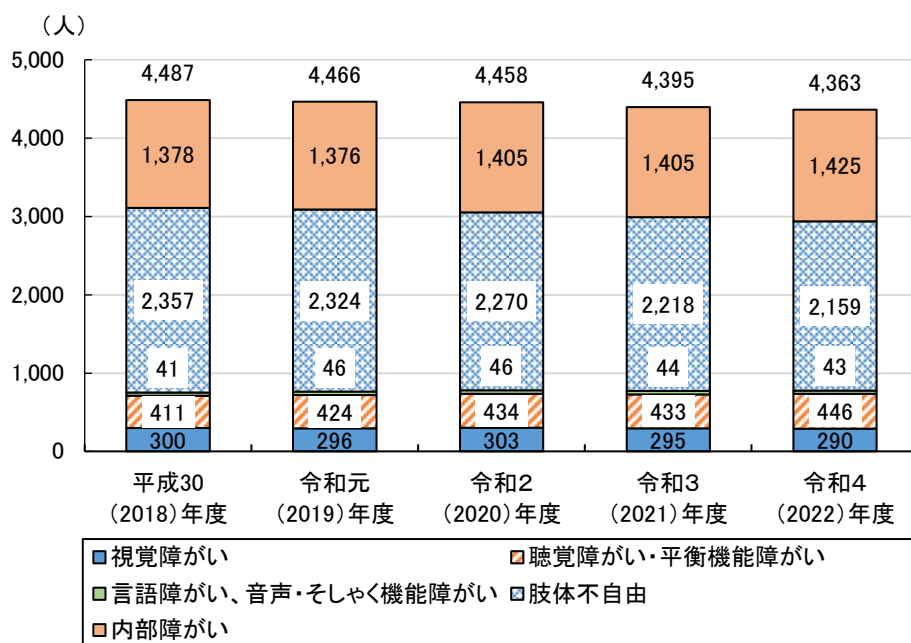
年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度現在、65歳以上の占める割合が74.4%と高くなっています。また、18歳未満と18歳以上65歳未満は減少傾向にあります。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

③障がい種類別 身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度現在、肢体不自由が2,159人（49.5%）と最も多く、次いで内部障がいが1,425人（32.7%）となっています。また、聴覚障がい・平衡機能障がい、内部障がいは増加傾向にあります。

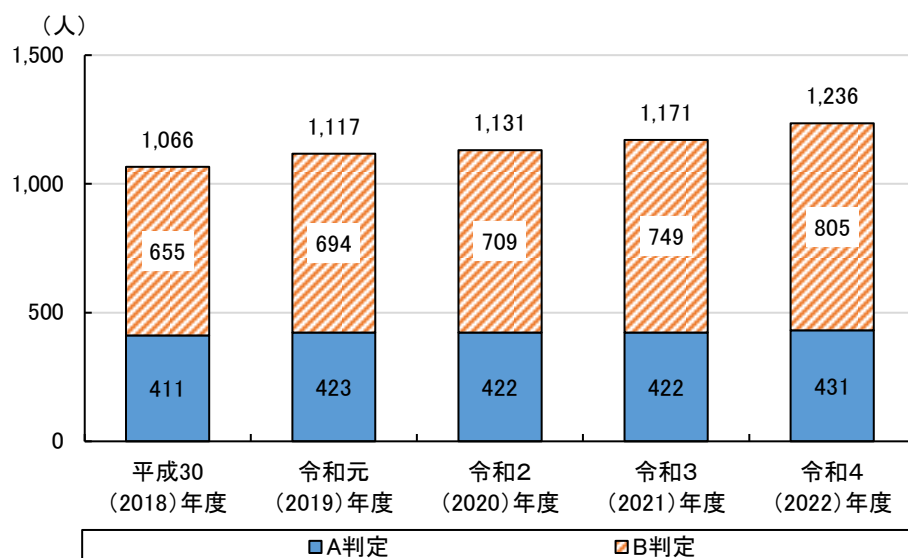


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(4) 知的障がい者の状況

①判定別 療育手帳所持者数の推移

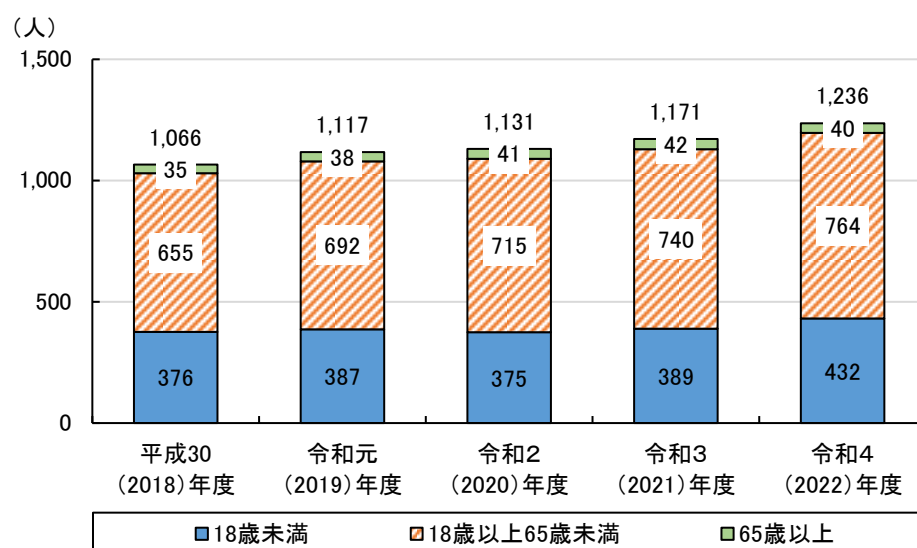
判定別の療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度現在、A判定の手帳所持者数が431人、B判定の手帳所持者数が805人となっています。A判定はほぼ横ばいで推移しており、B判定は増加傾向となっています。



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

②年齢別 療育手帳所持者数の推移

年齢別の療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度現在、18歳未満が432人、18歳以上65歳未満が764人、65歳以上が40人となっています。18歳未満、18歳以上65歳未満は増加傾向にあり、65歳以上は令和4年度には減少に転じています。

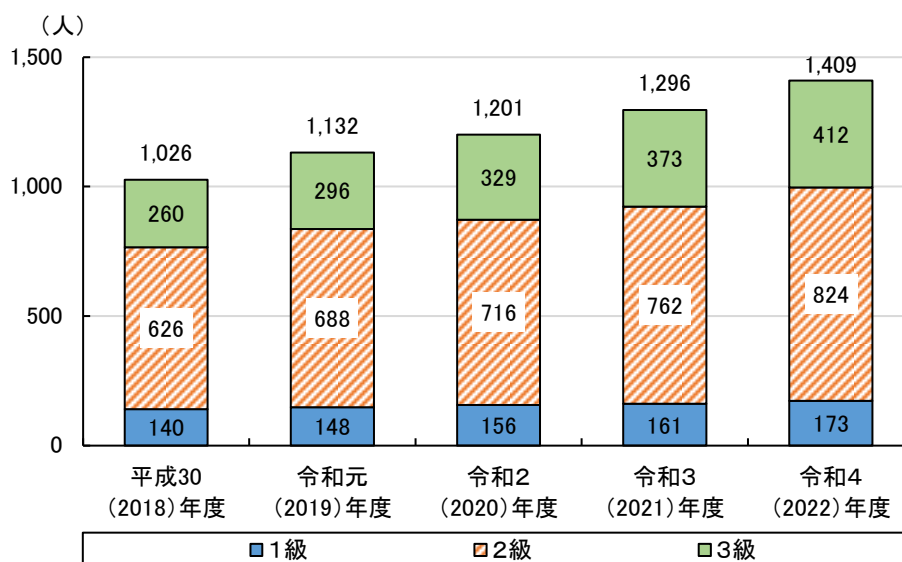


資料：庁内資料（各年度3月末現在）

(5) 精神障がい者の状況

①等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

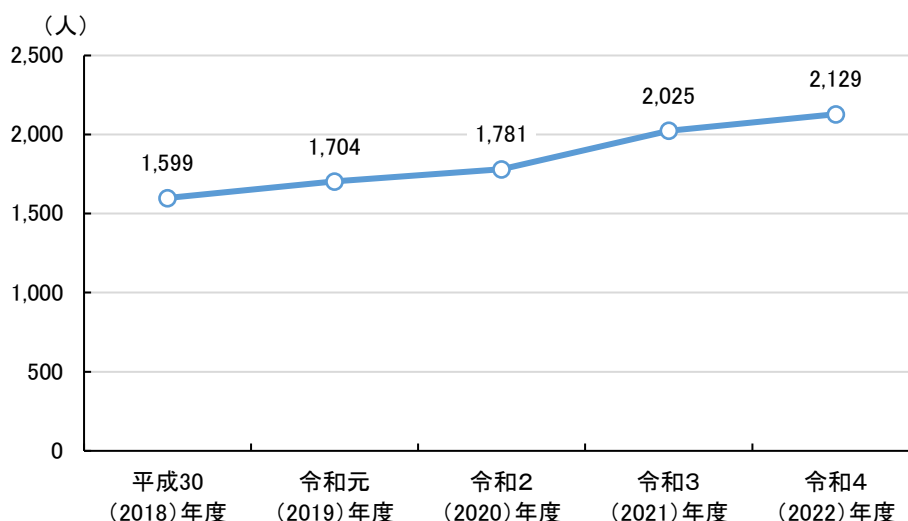
等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度現在、2級の手帳所持者数が824人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が412人となっています。また、いずれの等級も増加傾向となっている中で、特に3級の増加率が最も高くなっています。



資料：奈良県精神保健福祉センター資料（各年度6月末現在）

②自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和4年度6月末現在2,129人で増加傾向となっています。

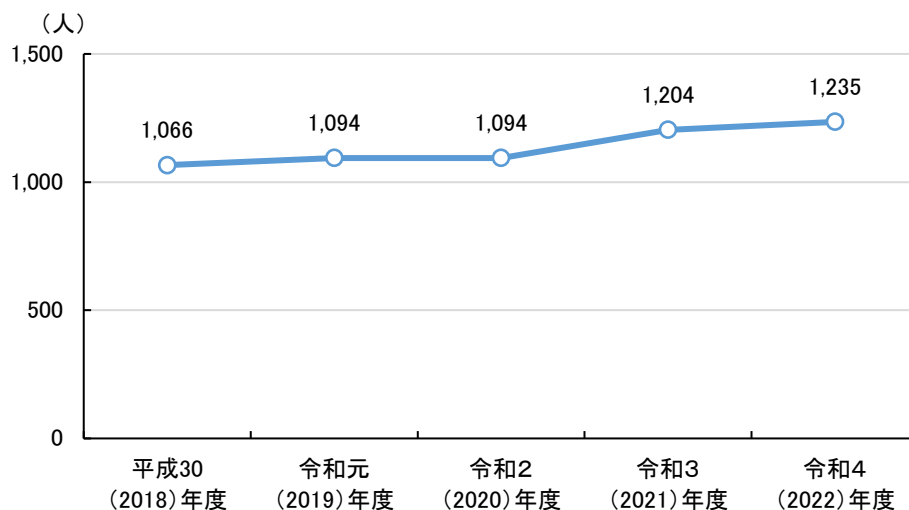


資料：奈良県精神保健福祉センター資料（各年度6月末現在）

(6) 難病医療費等助成受給者の状況

①難病医療費等助成受給者数の推移

難病医療費等助成受給者数の推移をみると、増加傾向であり、令和4年度末現在1,235人となっています。

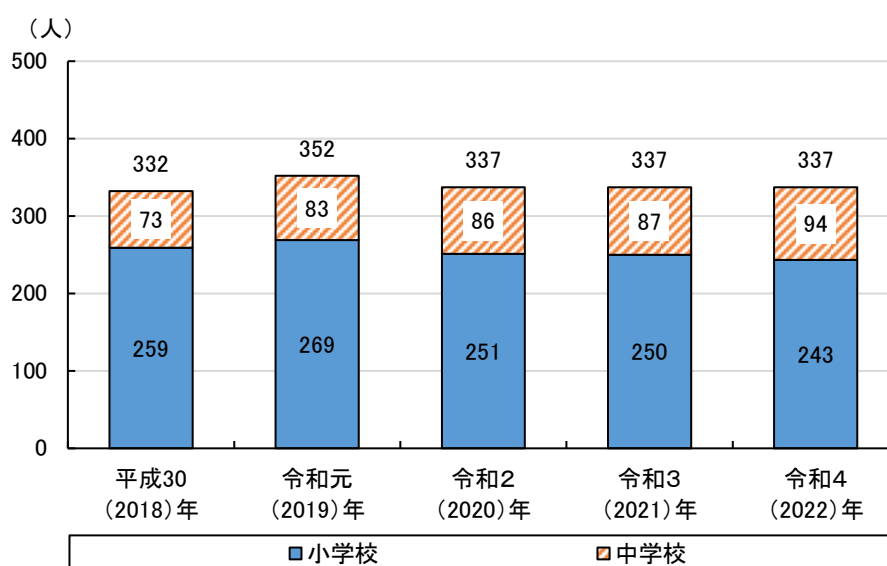


資料：中和保健所資料（各年度末現在）

(7) 障がい児数の状況

①特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

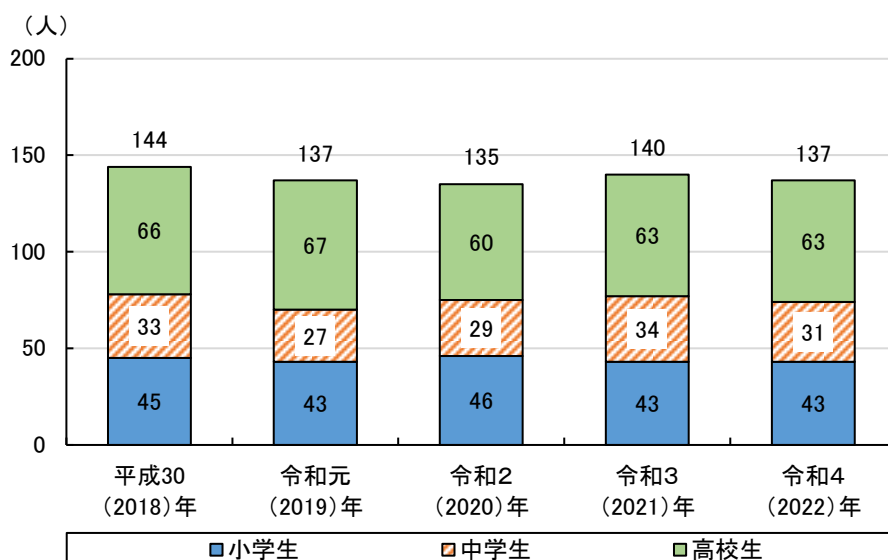
特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和4年では243人で令和元年以降減少傾向にあります。中学校の生徒数は、令和4年では94人で平成30年以降増加し続けています。



資料：庁内資料（各年5月1日現在）

②特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は平成30年以降ほぼ横ばいで推移しています。中学生は平成30年以降増減を繰り返しています。高校生は令和元年以降ほぼ横ばいで推移しています。

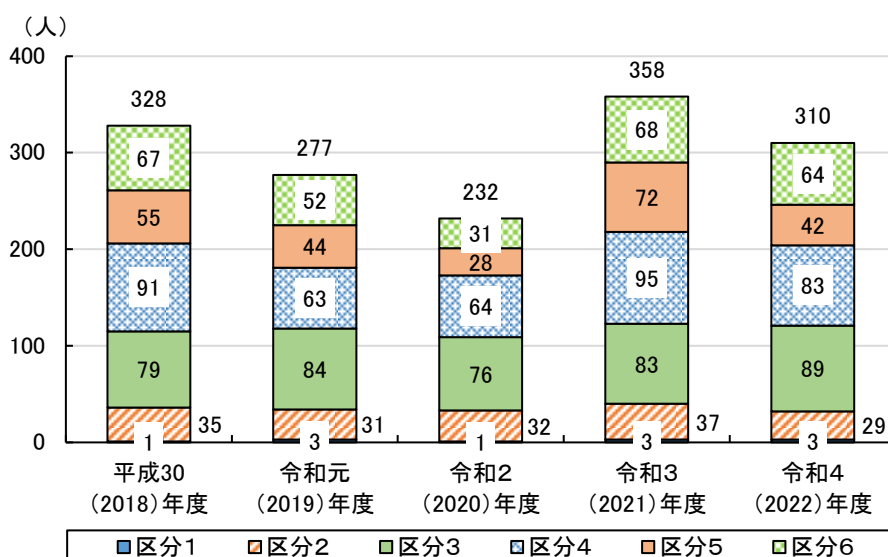


資料：奈良県資料（各年5月1日現在）

(8) 障害支援区分認定者数の推移

①障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和4年度の認定者数は、区分3が89人で最も多く、次いで区分4が83人となっています。



資料：庁内資料（各年度認定者数）

3 市民アンケート調査結果

本計画策定のための基礎資料として、誰もがいきいきと共に暮らせるまちづくりを進めるために、障がい福祉に関する課題や市民のニーズを把握することを目的として実施しました。

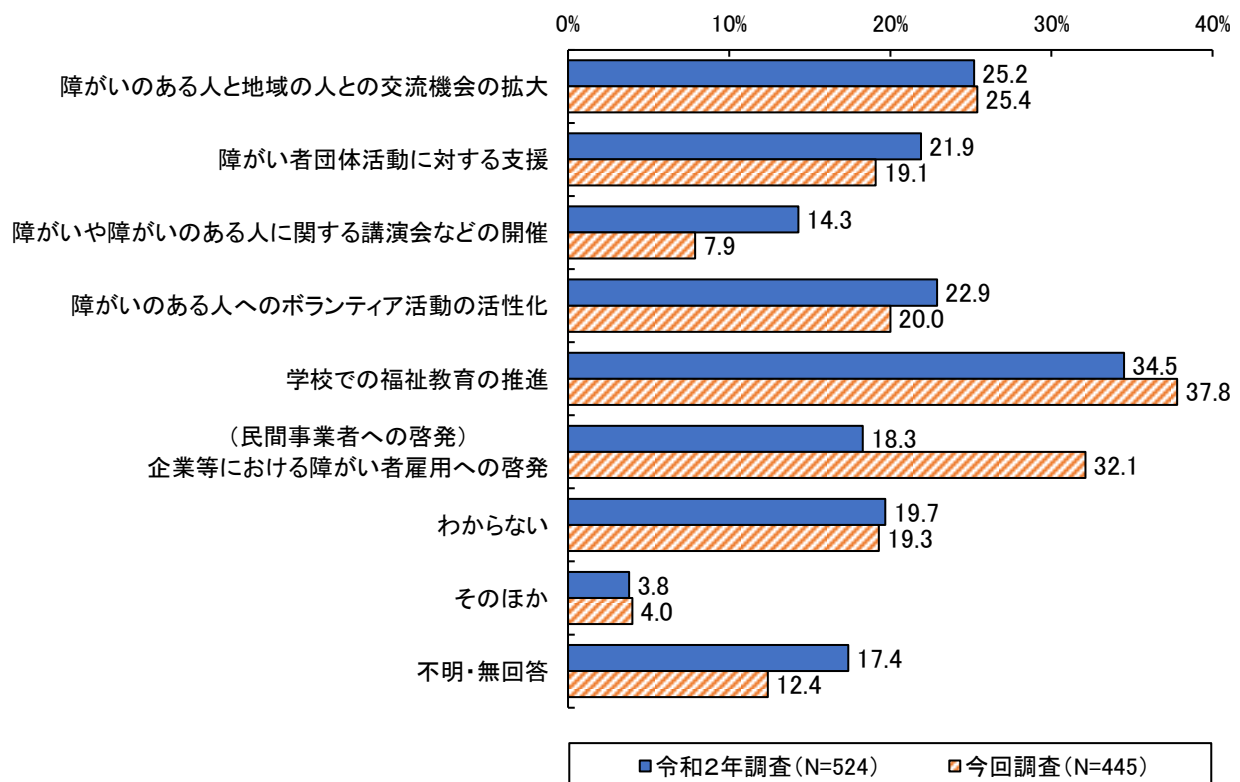
▼調査概要

①障がいのある方	
調査対象	檀原市在住の障害者手帳所持者（1,000名無作為抽出）
調査方法	郵送による配布、郵送又はWEBによる回収
調査期間	令和5年1月10日（火）～1月24日（火）
回収率	44.5%（445通/1,000通）
②障がいのない方	
調査対象	檀原市在住の18歳以上の市民（300名無作為抽出）
調査方法	郵送による配布、郵送又はWEBによる回収
調査期間	令和5年1月10日（火）～1月24日（火）
回収率	40.0%（120通/300通）

（1）障がいのある人への理解を深めるために必要と思うこと

障がいのある人対象調査

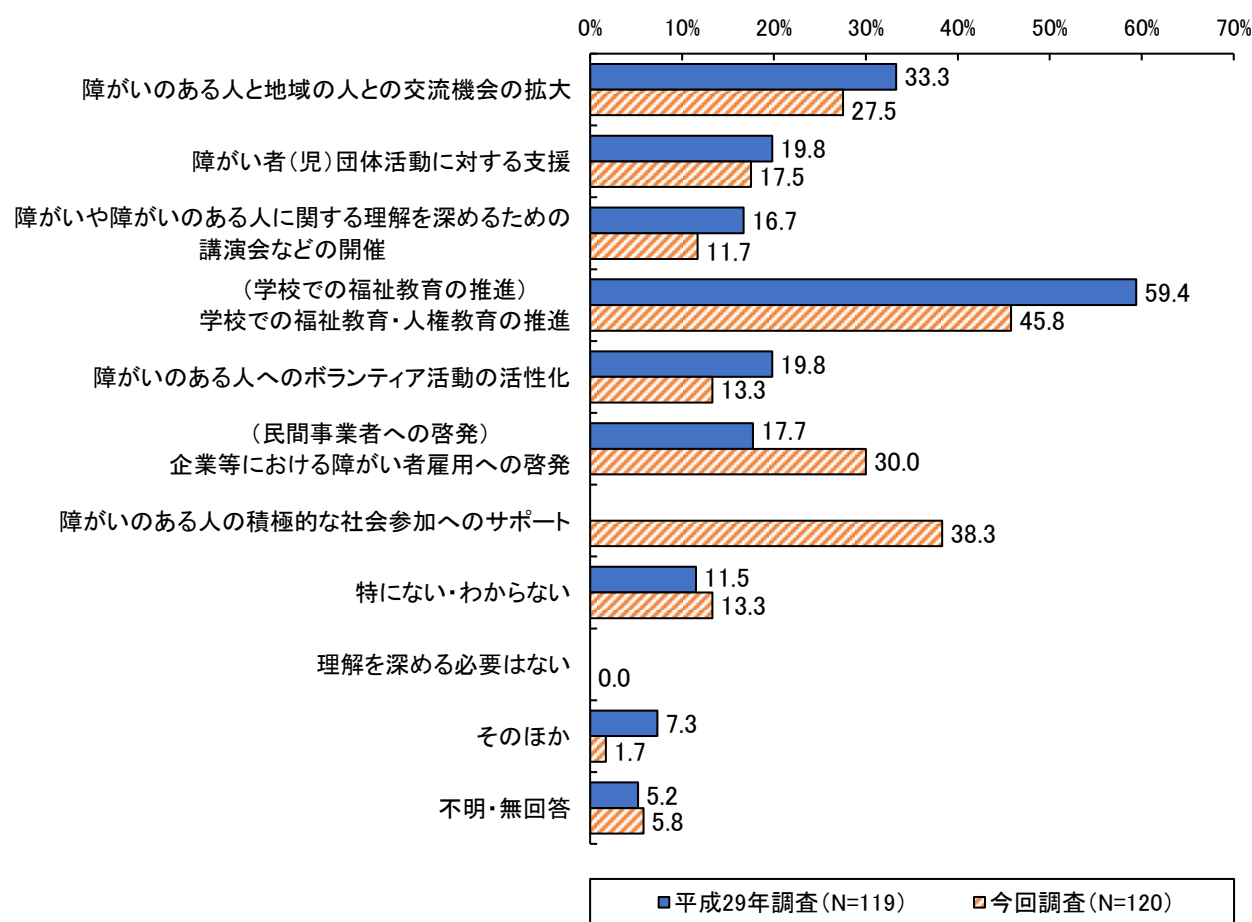
今回調査、令和2年調査ともに、「学校での福祉教育の推進」が最も高くなっています。



※カッコは令和2年調査での選択肢です。

障がいのない人対象調査

今回調査、平成 29 年調査ともに、「学校での福祉教育・人権教育の推進（学校での福祉教育の推進）」が最も高くなっています。

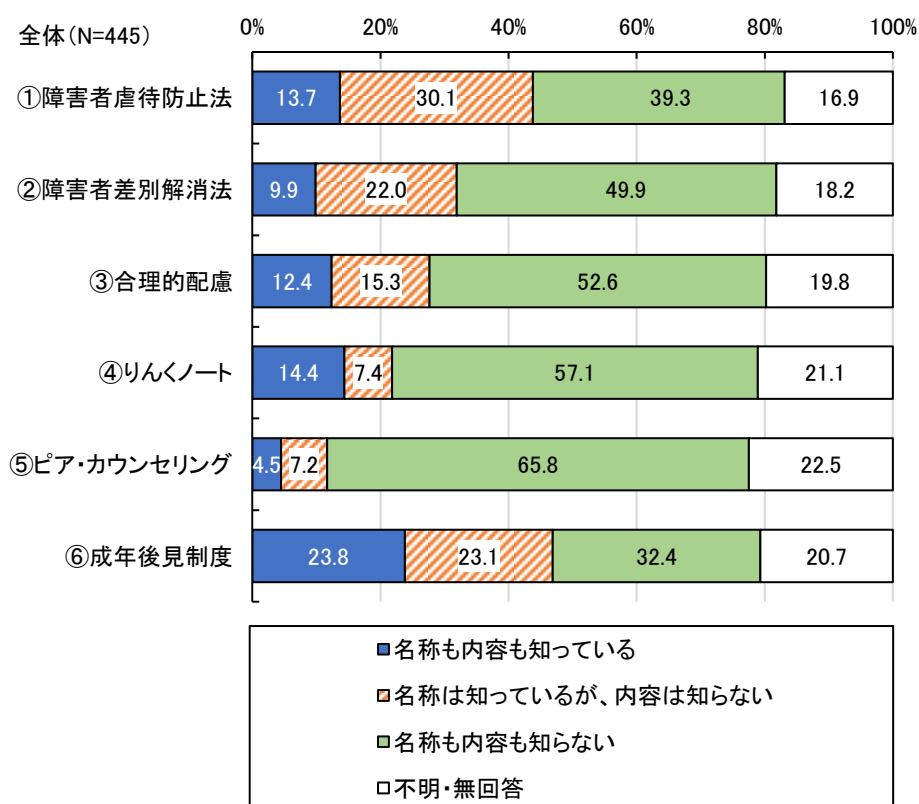


※カッコは平成 29 年調査での選択肢です。

(2) 障がいに関する考え方や法律等の認知度

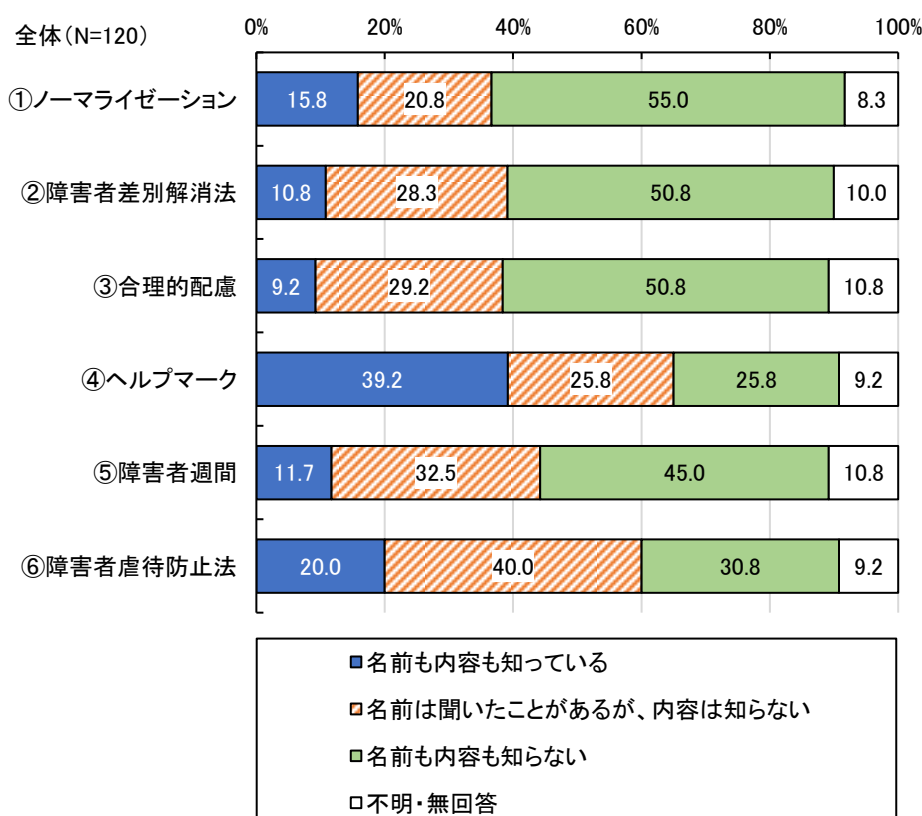
障がいのある人対象調査

「⑥成年後見制度」以外で、【名称も内容も知っている】が2割以下となっています。



障がいのない人対象調査

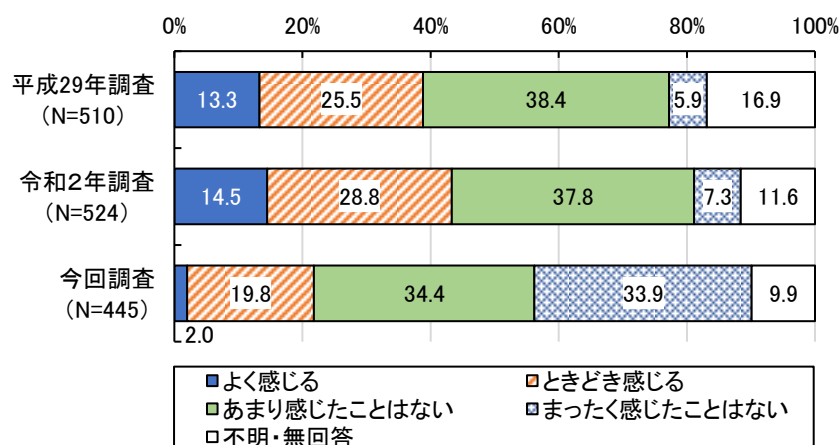
「④ヘルプマーク」以外で、【名前も内容も知っている】が2割以下となっています。



(3) 差別や偏見、嫌がらせや仲間はずれにされたと感じたこと

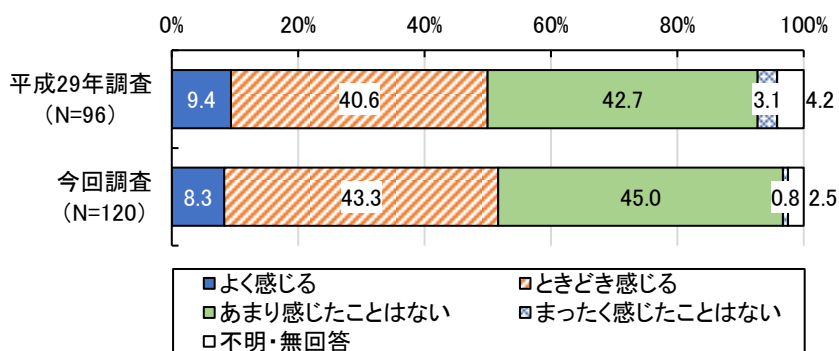
障がいのある人対象調査

「よく感じる」について、今回調査では 2.0%、令和 2 年調査では 14.5%、平成 29 年調査では 13.3%となっています。「まったく感じたことはない」について、今回調査では 33.9%、令和 2 年調査では 7.3%、平成 29 年調査では 5.9%となっています。



障がいのない人対象調査

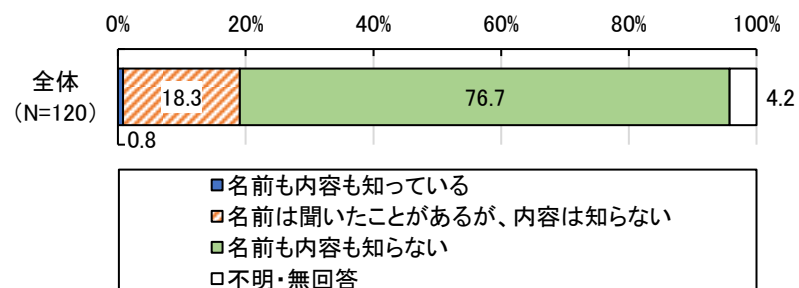
「よく感じる」について、今回調査では 8.3%、平成 29 年調査では 9.4%となっています。「まったく感じたことはない」について、今回調査では 0.8%、平成 29 年調査では 3.1%となっています。



(4) 「橿原市手話言語条例」の認知度

障がいのない人対象調査

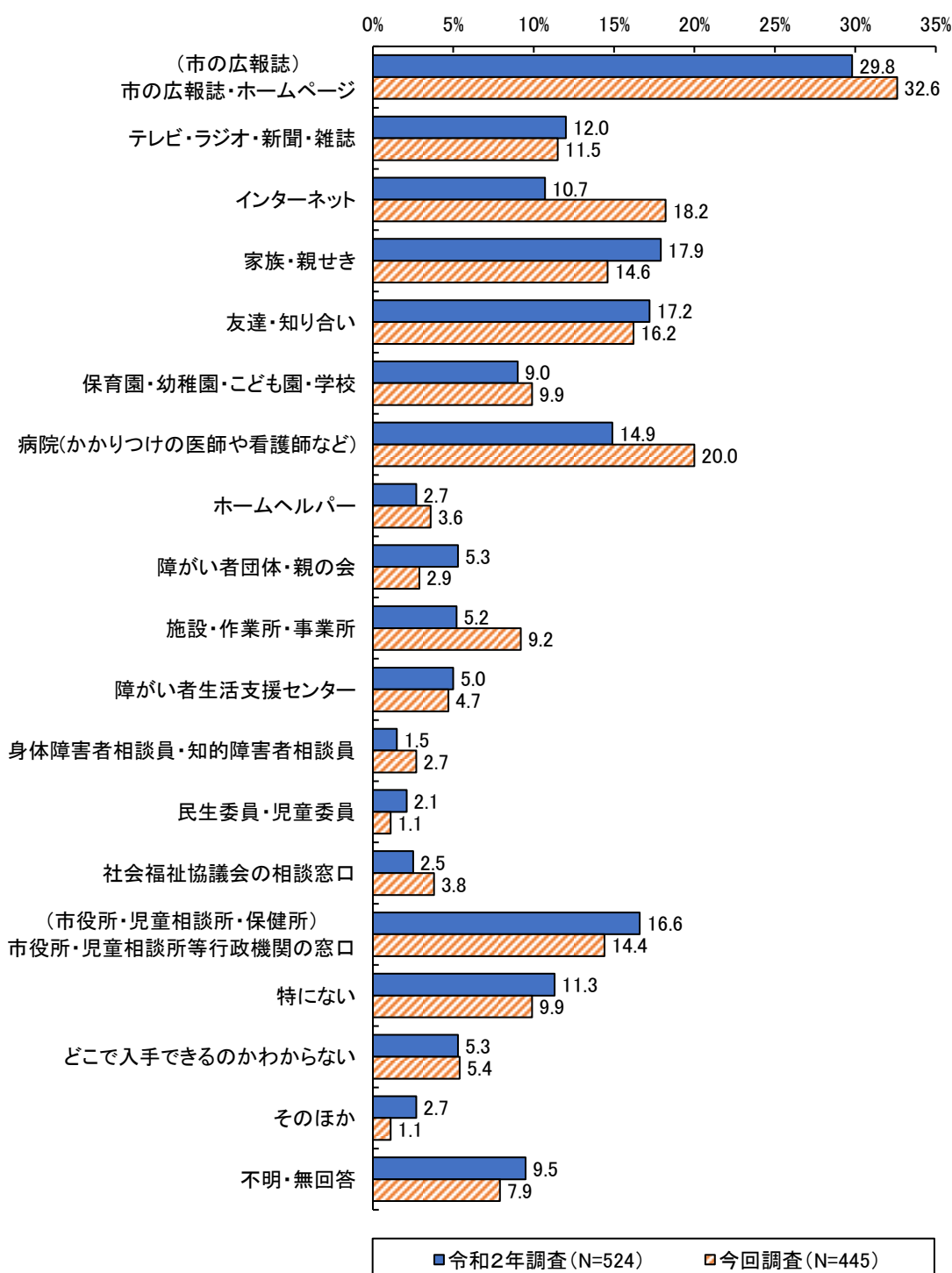
「名前も内容も知らない」が76.7%と最も多く、「名前も内容も知っている」は0.8%となっています。



(5) 福祉サービス情報の入手先

障がいのある人対象調査

今回調査、令和2年調査ともに、「市の広報誌・ホームページ（市の広報誌）」が最も高くなっています。

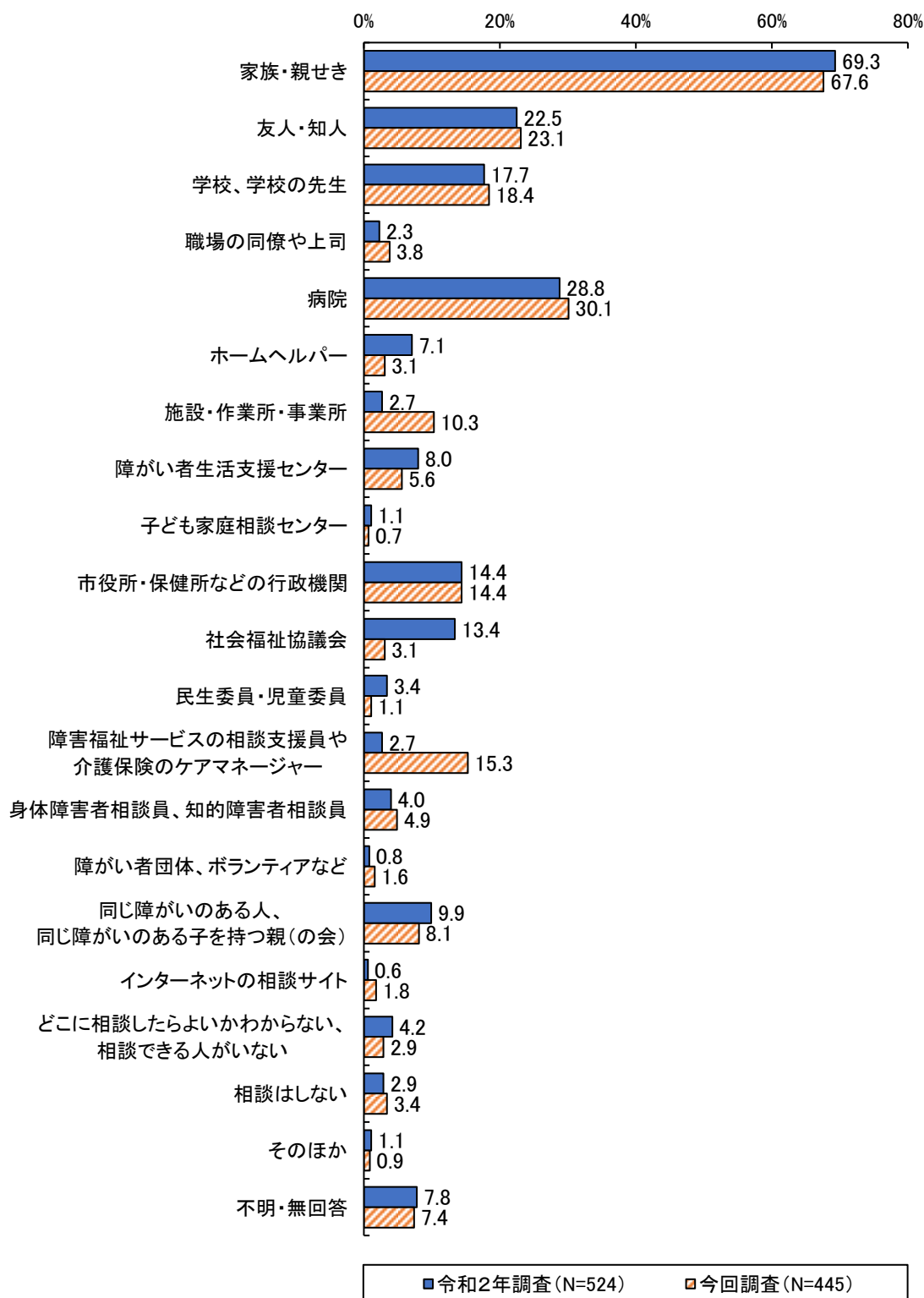


※カッコは令和2年調査での選択肢です。

(6) 不安や困りごとの相談先

障がいのある人対象調査

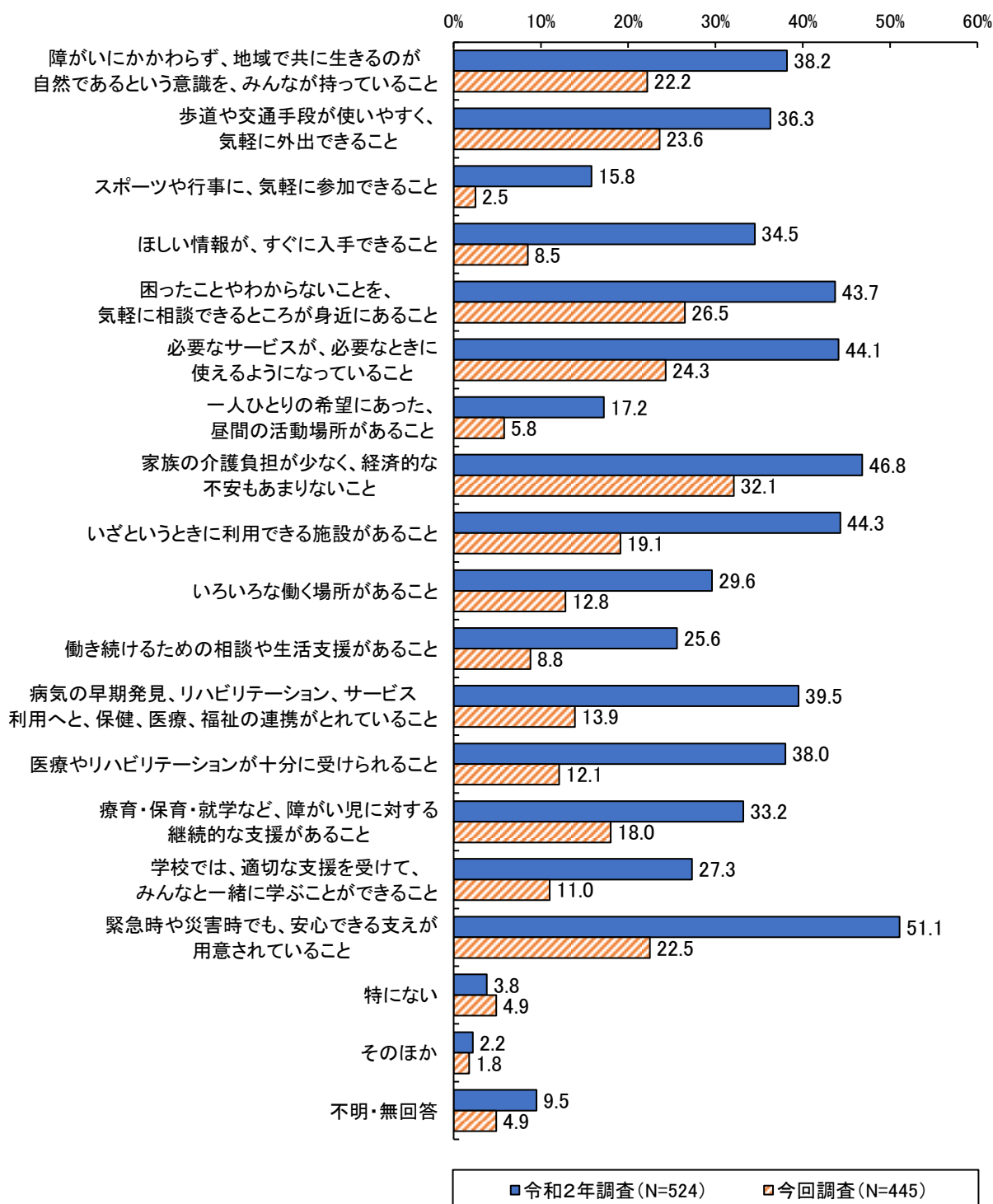
今回調査、令和2年調査ともに、「家族・親せき」が最も高くなっています。「どこに相談したらよいかわからない、相談できる人がいない」は今回調査が2.9%、令和2年調査が4.2%となっています。「相談はしない」は今回調査が3.4%、令和2年調査が2.9%となっています。



(7) 市で充実してほしいこと

障がいのある人対象調査

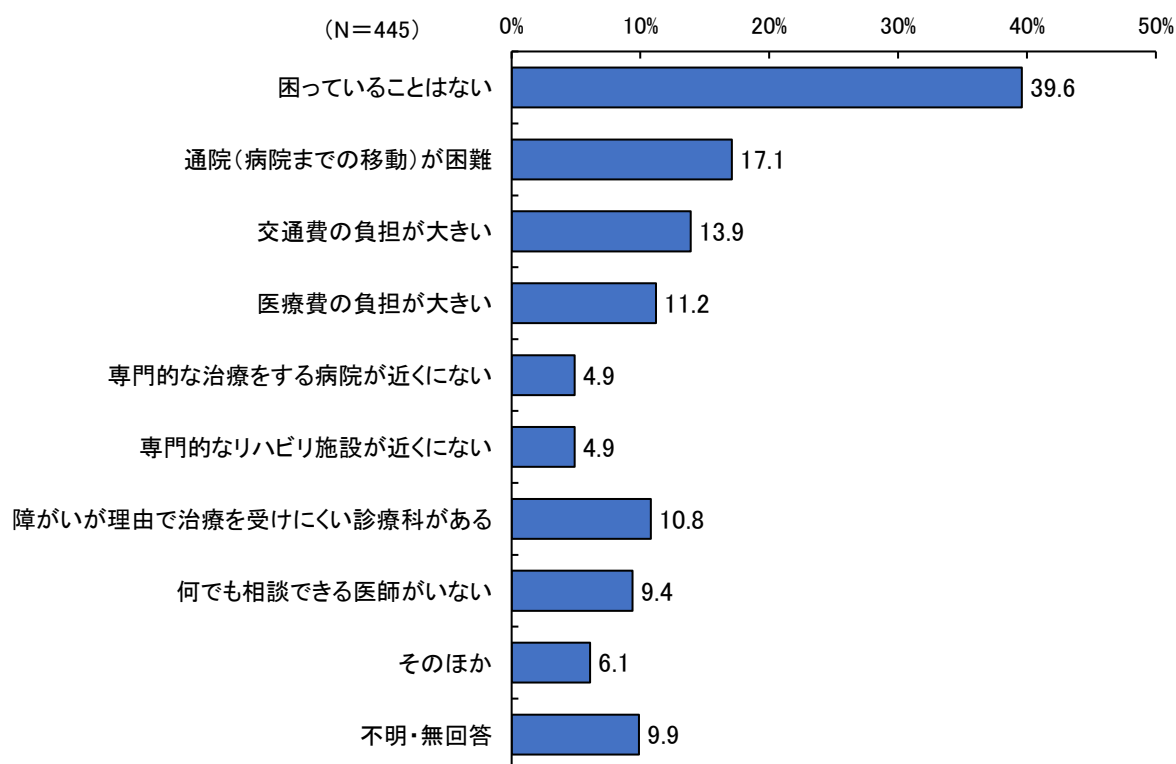
「困ったことやわからないことを、気軽に相談できるところが身近にあること」が今回調査では、26.5%で2番目に高い回答割合となっています。令和2年調査では、43.7%で5番目に高い回答割合となっています。



(8) 病院や医療を受けるときの困りごと

障がいのある人対象調査

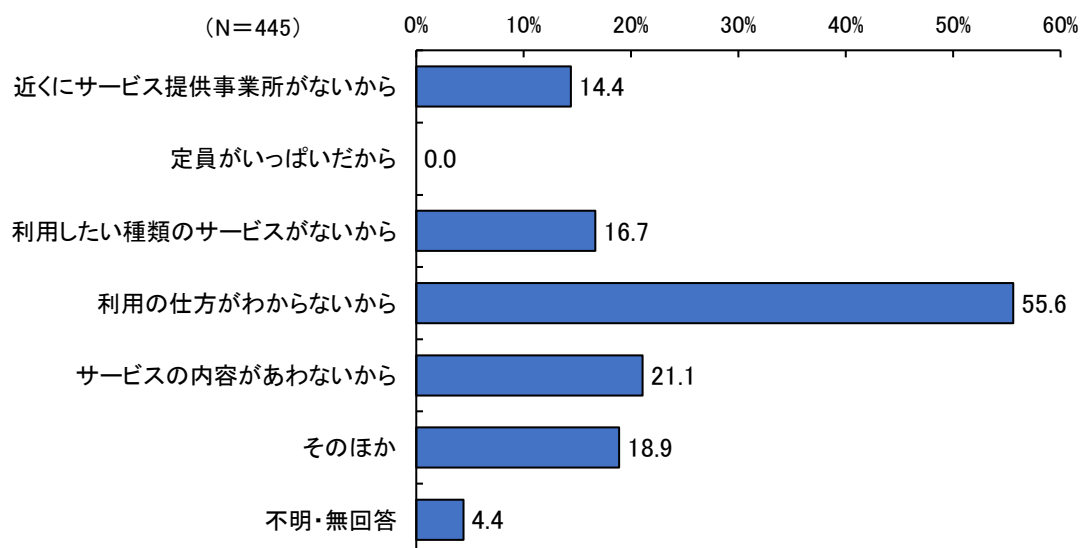
「困っていることはない」が39.6%と最も高く、次いで「通院（病院までの移動）が困難」が17.1%となっています。



(9) 福祉サービスを利用したいがしていない人の理由

障がいのある人対象調査

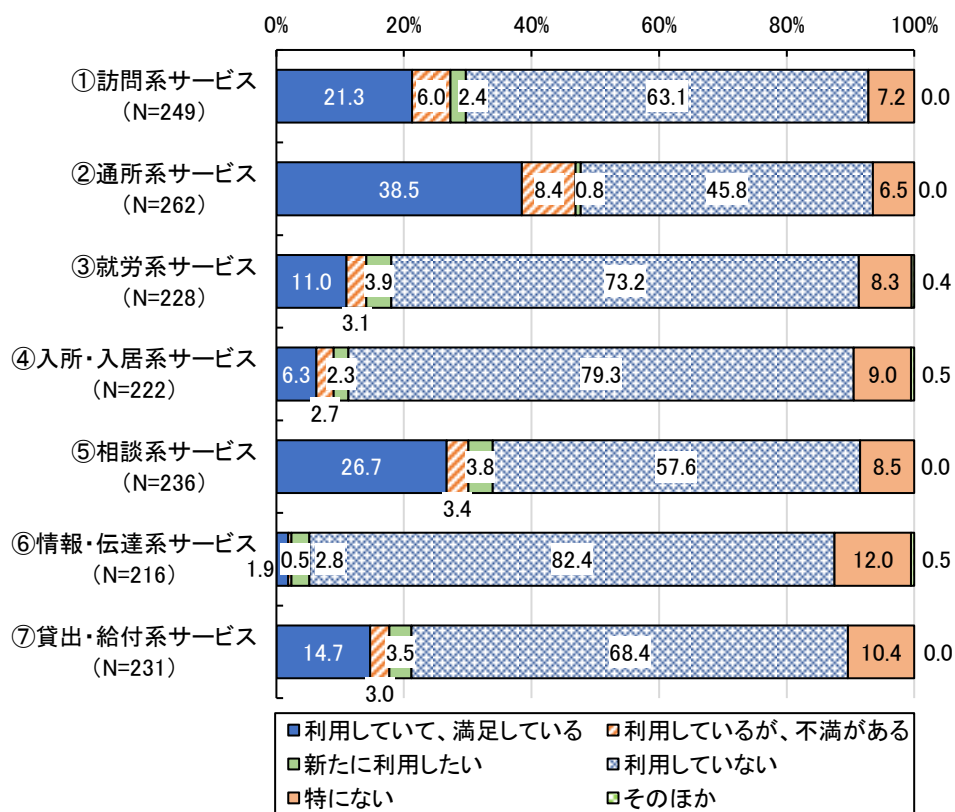
「利用の仕方がわからないから」が55.6%と最も高くなっています。



(10) 福祉サービスの利用状況

障がいのある人対象調査

「通所系サービス」では【利用していて、満足している】が38.5%と他のサービスと比較して高くなっています。



(11) 保育や教育について今後必要なこと

障がいのある人対象調査

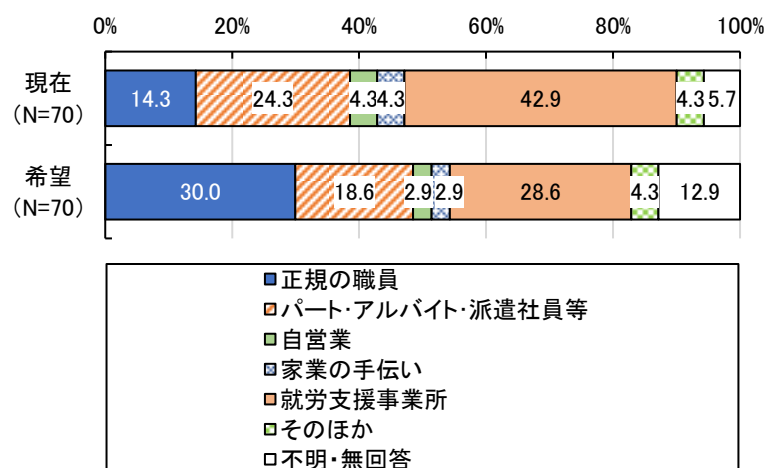
「普通学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育を受けるための支援」が23.8%と最も高くなっています。身体・療育・精神でそれぞれ最も回答割合の高いものが異なっています。

単位：%		今の保育園や幼稚園、学校でよいと思う（特にない）	障がいのない児童・生徒とのふれあいを増やす	障がいのある子どもが、障がいのない子どもと一緒に教室で授業を受ける取組み	専門的な教育を受けるための支援	普通学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育を受ける	特別支援学校で、専門的な教育を受けるための支援	学校に必要に応じた看護師等の配置	先生を対象とした研修の実施	より専門的なサポートのために、学校の先生を対象とした研修の実施	進路指導の充実（自立して働けるような力をつけるための支援）	障がいのある人が利用できる設備を増やす	安心して子どもを任せられるような送迎サービス	休日などに活動できる仲間や機会をつくる取組み	放課後や長期休暇中に利用できるサービスを増やす	その他	不明・無回答
全体(N=445)		7.6	14.6	20.7	23.8	15.1	13.7	23.6	20.4	16.9	9.4	10.3	11.0	4.9	24.9		
所持手帳別	身体障害者手帳(N=234)	8.5	14.1	24.4	12.4	12.8	15.4	15.0	15.4	18.4	7.7	5.1	6.8	3.4	34.6		
	療育手帳(N=127)	6.3	17.3	18.1	44.9	18.1	6.3	37.0	29.1	17.3	7.1	18.1	18.1	5.5	9.4		
	精神障害者保健福祉手帳(N=56)	7.1	10.7	17.9	19.6	17.9	25.0	26.8	28.6	12.5	17.9	12.5	14.3	8.9	12.5		

(12) 現在の働き方と希望する働き方

障がいのある人対象調査

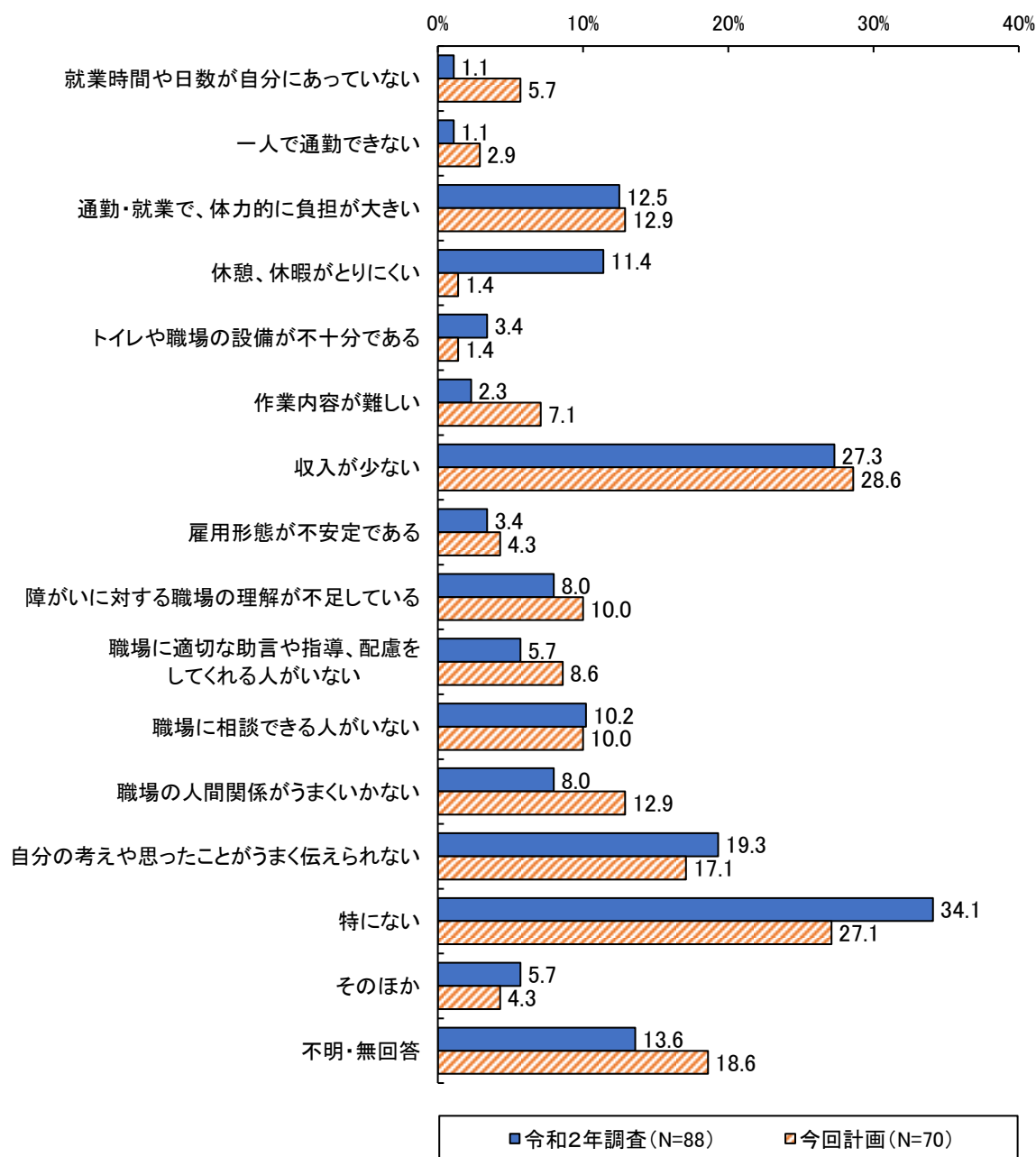
「現在」では【正規の職員】が14.3%となっています。「希望」では30.0%となっています。



(13) 仕事での悩み

障がいのある人対象調査

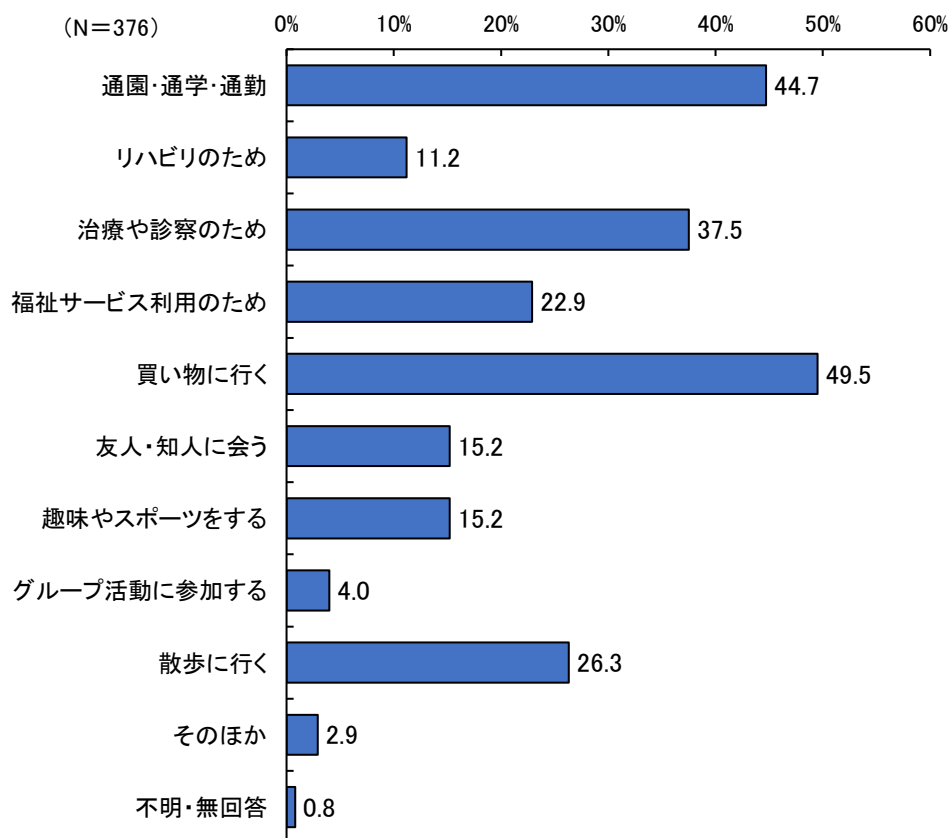
今回調査では「収入が少ない」が28.6%と最も高く、次いで「特にない」が27.1%となっています。利和2年調査では「特にない」が34.1%と最も高く、次いで「収入が少ない」が27.3%となっています。



(14) 外出の目的

障がいのある人対象調査

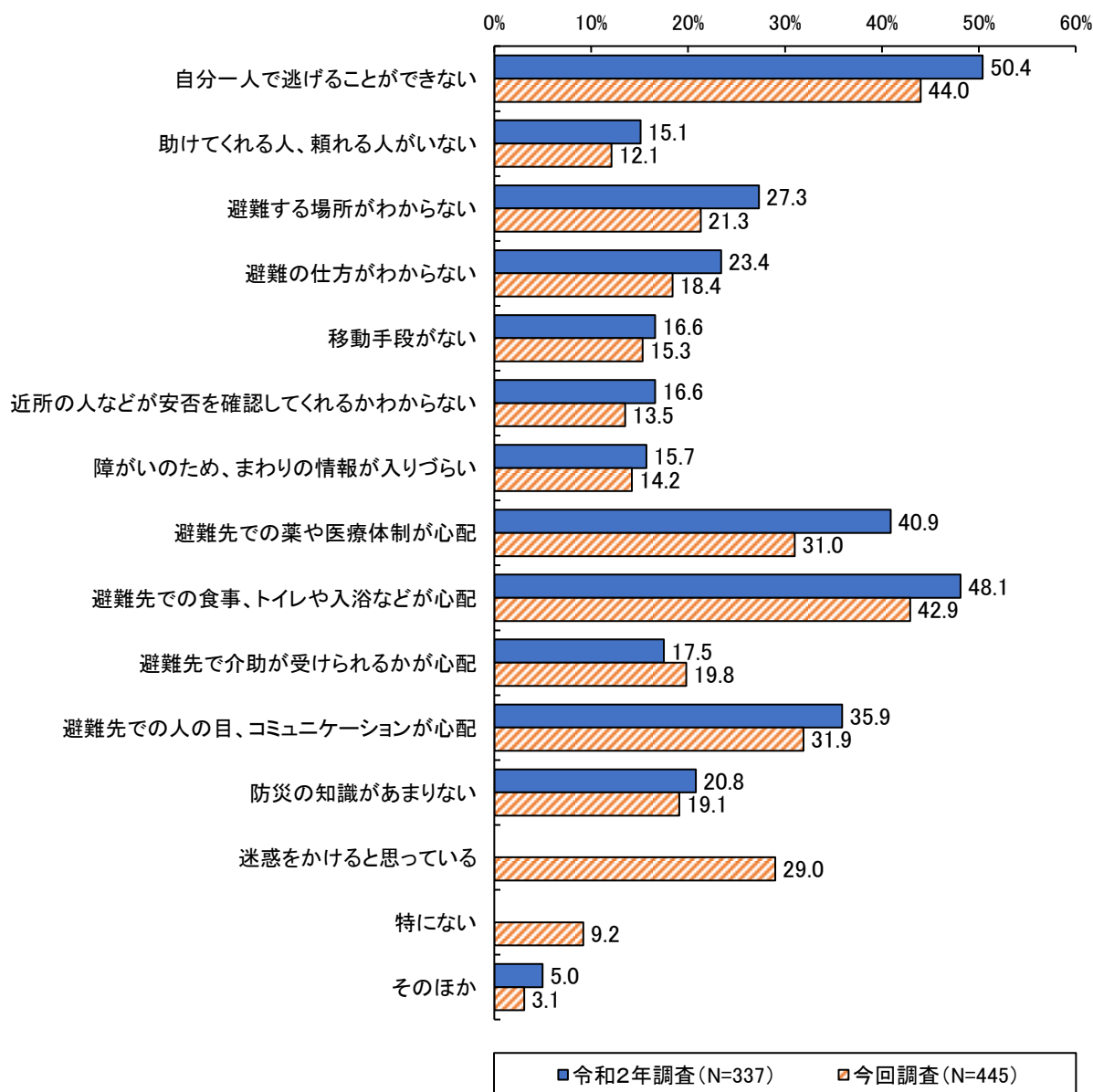
「買い物に行く」が49.5%とも最も高く、次いで「通園・通学・通勤」が44.7%となっています。「趣味やスポーツをする」は15.2%となっています。



(15) 避難に対する不安

障がいのある人対象調査

今回調査、令和2年調査ともに「自分一人で逃げるできない」が最も高く、次いで「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」となっています。



4 団体アンケート調査結果

計画の策定にあたり、障がい者団体の活動状況、本市の障がい者施策に対する取組や意見、課題・ニーズを把握し、本計画の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

▼調査概要

調査対象	檀原市障害者団体協議会 檀原市視覚障害者協会 檀原市身体障害者福祉協会 檀原市聴覚障害者協会 檀原市肢体不自由児(者)父母の会 檀原市手をつなぐ育成会
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和5年1月
調査項目	活動上の課題、差別・偏見、文化・芸術、スポーツ、社会参加、就労支援、防災、新型コロナウイルス感染症、障がい者施策など

(1) 活動するなかでの障がいのある人に関する課題

- 加齢による障がいの重症化
- 保護者の高齢化などの問題
- 学ぶ場や卒業後に生きる場(働く場)の支援は拡大しつつある一方で、高齢化が進む中での親亡き後の課題は身近に迫っている
- 福祉避難所が充実していない
- 当事者と関係者が関わりながらの自主防災組織の立ち上げ

(2) 文化・芸術、スポーツ、社会活動への参加

【取り組んでいること】

- 障がいについて啓発している
- 障がいのある人もない人も共に参加できるイベントを企画している
- 手話通訳配置の交渉

【障がいのある人に対して必要な支援】

- 参加者の送迎
- 障がいのある人が参加できるボランティア体制の確立
- ボランティア・ヘルパーによる技術支援
- すべての会場への手話通訳・文字通訳の配置

(3) 障がいのある人の地域移行を進めるうえでの課題や必要な支援

- 市民や周囲の人の理解を得る
- 支援する側の連携を図る
- 介護者の不測の事態が発生した際に支援サービスを臨機応変に使用できる仕組み

(4) 活動するうえでの団体の課題

- 新規会員の加入が少ない
- 会員に世代などの偏りがある
- 役員のなり手がいない

(5) 機関や団体と連携・協力している内容

- 利用者の情報共有
- 研修や会議の開催
- 手話の啓発・活動における相談
- 防災組織のあり方の検討

(6) 行政・関係機関・団体・市民等が連携を深めるために必要な取組

- 自立支援協議会等の場において、当事者の意見などを障がい特性に応じて幅広く集約ができるような会議運営の仕組みづくり
- タウンミーティングの実施

(7) 防災について心がけていること

- 家族や隣近所の人に協力を頼っている
- 防災の研修会に参加している
- 学習会を開催し、障がいのない人への理解啓発・促進を図っている
- 具体的な行動計画等についてはまだ取り組めていない

(8) 檜原市の施策を進めるうえで、市に期待すること

- 障害福祉サービスの充実・時間数の増加
- 当事者の権利が保護され、個々の障がい特性を理解したきめ細かな支援の提供
- 福祉避難所の充実
- 当事者の要望を聞いて、実施・反映し施策が充実すること
- 専門的な支援の充実・人材育成等

5 事業所アンケート調査結果

計画の策定にあたり、障害福祉サービス事業所の活動状況や障がいのある人に関する取組やお考えを把握し、本計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

▼調査概要

調査対象	70 事業所
調査方法	郵送による配布、郵送又はWEBによる回収
調査期間	令和5年1月
調査項目	活動上の課題、差別・偏見、文化・芸術、スポーツ、社会参加、就労支援、防災、新型コロナウイルス感染症、障がい者施策など

(1) 文化・芸術、スポーツ、社会活動への参加

【取り組んでいること】

- 県外への移動スポーツ教室、市の体育祭などに参加している
- 提携する地域の企業・工場・ショップを見学したり、地域住民の方々と共にボランティア活動に参加したり、地域を知り、地域で自立した生活を送ることをめざした取組をしている
- 作業所周辺の掃除活動

【障がいのある人に対して必要な支援】

- 障がい者の就労において、たくさんの情報がもらえるような機会の提供
- 社会活動への参加などについての案内がもっとあればと思う
- スポーツにおいて、視覚的にわかりやすいルール表記や説明が必要だと思う

(2) 障がいのある人の地域移行を進めるうえでの課題や必要な支援

- 実習先、受入れ先、諸条件等の把握や、各サービス間での情報の共有
- 一般企業からの支援が必要で、社会を巻き込んだ支援（自立に向けた職業につなげるには、一般企業とのつながりを持った地域移行が必要）
- 地域の人の理解が必要不可欠だと思うので、障がいについてのポスターやパンフレットを配布したり、イベント等で触れ合う機会を増やす

(3) 活動するうえでの事業所の課題

- 職員の確保が難しい
- 事務作業量が多い
- 職員の資質向上を図ることが難しい
- 経営経費・活動資金が不足している

(4) 機関や団体と連携・協力している内容

- 利用者、家族の情報交換、利用者さんの就職活動、精神利用者さんが深夜不調になった時、対応などの連携
- マンツーマンでの指導を行うために、講師を派遣してくれる企業と契約している
- 必要な場合は、学校や他事業所と支援の情報共有をしている
- 放課後等デイサービスの事業所同士で勉強会や講演会などを開催しての交流となっている

(5) 行政・関係機関・団体・市民等が連携を深めるために必要な取組

- 各サービスが連携しやすいように、各サービス別、各事業所別の細かな情報等の一覧を作成していただけたらありがたい
- 市民がおかしいと気づいたことを、どこに連絡すればよいかをはっきりわかるようにすること。それを受けた行政や関係機関も適切に動ける体制を整えることが必要

(6) 福祉人材の確保や育成のために必要な取組

- 資格取得の支援（市が開催する、補助金を出す）。若い年齢層の確保（賃金アップ）。育成（定期的な講習）
- 資格取得支援や、事例を用いた具体的な研修。事業所見学会等
- 賃金の大幅向上、社会的地位向上につながる研修が無いと人材の確保、成長の改善が望めないのではないか
- 賃金のアップ、行政の理解と協力

(7) 防災について心がけていること

- 避難訓練などを通して、定期的に経路の確認をし、想定されることに対する対処方法を都度確認している
- 利用者との連絡を密にとり、災害時に状況報告を素早く伝達するための支援や、緊急連絡先の把握
- 年2～3回、災害について学習会を開いている（子ども対象）。月4回の事業所だよりを発行し、保護者に呼びかけをしている。避難道具を揃えている
- マニュアル作成してその都度関係者と話し合っている
- 地域のつながりをつくる働きかけをしてはいるが、自治会などの地縁団体と歩調を合わせる事が難しく、災害発生時にそれが上手く機能するか、心配な点は多くある

(8) 檀原市の施策を進めるうえで、市に期待すること

- 各サービス間での情報共有がもっとできるような環境づくりをお願いしたいと思います
- 日頃から市民に向けて継続的に啓発・広報等の活動をお願いしたいです
- 担当職員の方が障がいを知り、本人や支援者の困りごとを理解してほしい
- 障がい者施設への補助・援助

6 檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会規則

(平成 28 年 10 月 3 日規則第 48 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例(平成 24 年檀原市条例第 23 号)第 7 条の規定に基づき、檀原市障がい者福祉基本計画及び檀原市障がい福祉計画(以下「檀原市障がい者福祉基本計画等」という。)を策定する檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び保健医療関係者
- (2) 自治会代表
- (3) 福祉関係者
- (4) 障がい者団体関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 教育関係者

2 委員は、市長から諮問された期間に係る檀原市障がい者福祉基本計画等が完成したときをもって、その職を解かれるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 檀原市障がい福祉計画策定委員会規則(平成 24 年檀原市規則第 76 号)は、廃止する。

7 橿原市障がい者福祉基本計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	No.	職名	氏名	備考
学識経験者及び 保健医療関係者	1	橿原地区医師会代表	辻本 博一	
	2	奈良県中和保健所	坂下 まどか	R5.4.1 委嘱 (R5.3.31 までは 河内 佑介氏)
	3	奈良県中和保健所(精神)	三木 洋子	
自治会代表	4	橿原市自治委員連合会会長	梶谷 佐千代	
福祉関係者	5	橿原市民生児童委員協議会会長	山本 邦彦	
	6	橿原市・高取町・明日香村 地域生活支援協議会会長	石井 日出弘	
	7	橿原市社会福祉協議会常務理事	吉田 紀子	R5.4.1 委嘱 (R5.3.31 までは 高井 剛氏)
障がい者団体 関係者	8	橿原市障害者団体協議会会長	寺前 耕一	
	9	橿原市視覚障害者協会会長	森田 優	
	10	橿原市身体障害者福祉協会会長	濱田 しま子	R5.10.19 委嘱 (R5.9.18 までは 片岡 登紀子氏)
	11	橿原市聴覚障害者協会会長	小林 祥典	
	12	橿原市肢体不自由児(者) 父母の会会長	田原 小百合	
	13	橿原市手をつなぐ育成会会長	中山 幸子	R5.10.6 委嘱 (R5.10.3 までは 飯田 多美子氏)
就労支援関係者	14	橿原商工会議所専務理事	中村 吉代茂	
教育関係者	15	橿原市小学校長会会長(耳成小)	中島 浩一	R5.4.1 委嘱 (R5.3.31 までは 上田 美佐代氏)

計画の策定に
あたって課題
まちの現状と

基本的な考え方

施策の展開

成果目標と
活動指標計画の推進に
あたって

資料編

8 檀原市障がい者福祉基本計画等庁内検討委員会設置規定

(令和5年2月22日訓令甲第2号)

(設置)

第1条 檀原市障がい者福祉基本計画、檀原市第7期障がい福祉計画及び檀原市第3期障がい児福祉計画（以下「障がい者福祉基本計画等」という。）を策定するに当たり、行政内部における緊密な連携を図るため、檀原市障がい者福祉基本計画等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者福祉基本計画等の策定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって充てる。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長をもって充て、副委員長はこども・健康スポーツ部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を統括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(協力要請)

第5条 委員長は、委員会の職務遂行上必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令達の日から実施する。

2 この規程は、障がい者福祉基本計画等の策定を行った日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月31日訓令甲第19号）

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和5年9月25日訓令甲第31号）

この規程は、令達の日から実施する。

9 檀原市障がい者福祉基本計画等庁内検討委員会委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	福祉部長	太田 愛子	委員長
2	こども・健康スポーツ部長	北野 哲也	副委員長
3	福祉部副部長	小路 一樹	
4	福祉部副部長	谷口 正志	
5	人権政策課長	辻本 幸司	
6	危機管理課長	山本 知巳	(総務部副部長)
7	地域振興課長	村井田 悟	
8	こども政策課長	門長 克浩	
9	こども未来課長	岩本 佐和子	
10	健康増進課長	日和 リカ	
11	保険年金課長	家氏 伸也	
12	スポーツ推進課長	今井 大介	
13	福祉総務課長	上田 宗紀	
14	生活福祉課長	岸本 勝寛	
15	長寿介護課長	樋上 吉博	
16	都市計画課長	芳仲 敏典	
17	住宅政策課長	福西 隆史	
18	学校教育課長	鶴田 剛史	
19	こども発達支援課長	布上 芳雄	
20	障がい福祉課長	北場 美加	

10 策定経緯

年月日	項目
令和5年1月10日～ 令和5年1月24日	市民アンケート調査の実施
令和5年1月	団体アンケート調査、事業所アンケート調査の実施
令和5年2月22日	第1回檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会 開催 ・障がい者福祉基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について ・アンケート調査について
令和5年5月	第1回檀原市障がい福祉計画庁内検討委員会 書面開催 ・障がい者福祉基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（骨子案）について ・アンケート調査の結果報告について ・その他
令和5年6月2日	第2回檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会 開催 ・アンケート調査の結果報告について ・障がい者福祉基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（骨子案）について ・その他
令和5年10月5日	第2回檀原市障がい福祉計画庁内検討委員会 開催 ・障がい者福祉基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（素案）について ・その他（次期計画の名称について）
令和5年10月27日	第3回檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会 開催 ・障がい者福祉基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（素案）について ・その他（次期計画の名称について）
令和5年12月11日～ 令和6年1月3日	パブリックコメントの実施
令和6年1月17日	第3回檀原市障がい福祉計画庁内検討委員会 開催 ・パブリックコメントの報告について ・障がい者福祉基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について
令和6年2月9日	第4回檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会 開催 ・パブリックコメントの報告について ・障がい者福祉基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について

11 用語集

あ行

■ICT（アイシーティー）

Information & Communications Technology の略称。情報処理及び通信技術の総称を指す用語のこと。

■アクセシビリティ

高齢の方や障がいをもっておられる方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

■医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

■インクルーシブ教育システム

一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組み。

■インフォーマルなサービス

公的機関や専門職によるサービス・支援以外の援助のこと。フォーマル（公的な）ケアでは補いきれない領域で活用することができるサービス全般を指す。

■NPO（エヌピーオー）

Not-for-Profit Organization の略称。ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

■基幹相談支援センター

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の相談拠点としてさまざまな相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関のことをいう。

■強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、異食、自傷、他害行為など、行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態。

■共同生活援助（グループホーム）

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

■権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

■合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁（バリア）を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる疎通、車いすでの移動の手助け、学校や公施設等のバリアフリーなど、過重な負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ行

■社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされている。さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

■授産製品（授産品）

障がいのある方が働く就労継続支援事業所などで作られた製品のこと。

■生涯学習

生きがいのある生活の創造や職場能力の向上等をめざし、家庭、学校、地域社会、職場等のさまざまな場において、学習者が自発的に行う活動をいう。

■障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平 18 年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は平成 19 年 9 月 28 日に署名し、平成 26 年に批准した。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

■生活習慣病

自らの生活習慣（食事、運動、喫煙及び飲酒など）を改めることによって予防できる慢性疾患の総称。

■成年後見制度

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいにより、判断能力が不十分な人を保護し支援するために、本人に代わって財産管理や契約などを行う制度。本人の意思を尊重し、判断能力を補うことで、財産等の権利を守る。

■相談支援

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成24年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

た行

■地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障がいのある人の自立した地域活動を支援する場で、地域生活支援事業として位置づけられる。

■地域生涯学習推進委員

生涯学習施策を効果的に推進することを目的とした、学識経験者、関係団体及び機関の職員、市民等によって構成される機関をいう。

■地域生活支援事業

市町村が地域の実情に応じて、障がい者の地域における生活を支えるさまざまなサービスを実施する事業で、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業などがある。

■地域福祉推進委員

住民の地域福祉への理解と関心を深め、住民全体で住民同士の支え合いによる地域特有の福祉活動を展開することにより、豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的として設置されている。

■地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を構築すること。

■特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成18年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障がい種別にとられない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

な行

■難病

平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている。また、難病の定義に該当する疾病のうち、医療費助成の対象となり指定難病が規定されており、「患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度以下）に達しないこと」、「客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること」の両要件に該当する場合には、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療を確保する必要性が高いものとして「指定難病（医療費助成の対象）」と位置付けている。

は行

■発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉スペクトラム症（ASD）、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）などが含まれる。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

■ピアサポート

障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。

■PDCAサイクル

「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

■避難行動要支援者

高齢者や障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要支援者）のうち、災害発生時の避難等により特に支援を要する人。平成25年6月の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

■ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、子どもの行動変容のための方法を学んでもらうことで、効果的な子どもの問題解決に親が関わってもらうことをねらいとしたもの。行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つ。

■ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。

■ボランティア

自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人または活動のことで、自発性、無償性、社会性、創造性などを原則としている。

ま行

■耳マーク

視覚障がい者の「白杖」や「車いすマーク」などと同様に、耳が不自由であることを示すために考案されたマーク。このマークは、「耳は不自由です」という自己表示が必要であることから考案されたもので、耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿を表し、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合が普及に努めている。

や行

■ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

■要約筆記

中途失聴症、難聴者の参加する集会や会議等で、話の内容を筆記し、スクリーンに投写するコミュニケーション手段をいう。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）、紙に筆記するノートテイク、パソコンを利用して行う。

ら行

■リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。他に、機能回復と社会復帰のための総合的な療法・指導・訓練などの意味合いも含んでいる。

■療育

障がい児やその家族等を対象とした障がいの早期発見、早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行う。

■療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、障害福祉サービスや自治体や民間事業者が提供する各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

■りんくノート

成長の過程を記録しておくもの。支援を受けている教育機関・福祉機関などで担当の先生や支援者の方々が支援を考えたり引き継ぎされる時に、子どものことをよく知ってもらうための手助けになる。

計画書の印刷について

この計画書の印刷は、市内の障がい者就労施設に委託しています。

みんなでつくる共生のまちかしはらプラン

発行年月：令和6年3月

発行・編集：橿原市 福祉部 障がい福祉課

奈良県橿原市内膳町 1-1-60（橿原市役所分庁舎）

電話：0744-20-0015（直通）

ファクス：0744-25-7857（障がい福祉課）

橿原市ホームページ：<https://www.city.kashihara.nara.jp>



みんなで作る共生のまちかきはらプラン